

令和7年度 業務概要

(令和6年度実績)



福岡県障がい者更生相談所

(令和7年10月)

目 次

第 1	福岡県障がい者更生相談所の概要	
1	設置目的	1
2	沿 革	1
3	所管業務の概要	4
4	組織及び職員の配置状況	6
5	所掌事務の変遷	7
6	施設（建物）の概要	8
7	所管区域図	10
8	県内の療育手帳及び身体障害者手帳の所持者数	11
第 2	業務の内容	
1	知的障がい者支援課	
(1)	療育手帳の判定・交付	
①	療育手帳の所持者数	13
②	知的障がいに係る判定	15
③	療育手帳の交付	18
(2)	証明書の交付状況	21
	療育手帳の新規判定及び新規交付の事務フロー	22
2	身体障がい者支援課	
(1)	自立支援医療（更生医療）の要否判定	
①	令和 6 年度における判定状況	23
②	判定件数の年度推移（令和 2 ～令和 6 年度）	23
	自立支援医療（更生医療）判定の事務フロー	24
(2)	補装具の要否判定（相談業務を含む）	
①	判定の方法	24
②	令和 6 年度における判定状況	26
③	判定件数の年度推移（令和 2 ～令和 6 年度）	26
	補装具費支給の事務フロー	27
(3)	巡回補装具判定	28
(4)	指定自立支援医療機関の指定	29
(5)	身体障害者手帳の交付	
①	身体障害者手帳の所持者数	30
②	身体障害者手帳の認定・交付件数	32
	身体障害者手帳認定・交付の事務フロー	36
(6)	指定医師の指定	37
3	共通業務	
	説明会・会議の開催状況	38

注釈

- 1 福岡県内には、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく「障害者更生相談所」が県更生相談所の他、北九州市及び福岡市の両政令市にも設置されています。県更生相談所は政令市を除く地域（本書では「**県域**」と表します。）を所管しています。但し、身体障害者手帳の認定・交付事務は中核市である久留米市も所管していることから、第 2 の 2（5）「身体障害者手帳の交付」の項では、両政令市及び久留米市を除く地域を「**県域**」としています。
- 2 本書は「**県域**」に係るデータを中心に掲載していますが、随時、福岡県全体のデータを掲載するよう努めました。
県内の所管地域外のデータ掲載に当たりましては、福岡市障がい者更生相談所、北九州市保健福祉局障害福祉企画課及び久留米市障害者福祉課の御協力をいただきました。
- 3 掲載しているデータは、特に注記がない限り各年度末現在の数値です。

第 1 福岡県障がい者更生相談所の概要

1 設置目的

福岡県障がい者更生相談所は、知的障害者福祉法第 12 条に基づく「知的障害者更生相談所」及び身体障害者福祉法第 11 条に基づく「身体障害者更生相談所」として県が設置する機関です。知的障がい者及び身体障がい者に関する専門的な相談・指導、医学的・心理学的及び職能的判定等を行うとともに、障がい者の福祉に関し、市町村の更生援護の実施に関する連絡調整、情報提供その他必要な援助を行うことを目的としています。

2 沿革

現在の障がい者更生相談所は、平成 9 年 1 月、それまでの「県精神薄弱者更生相談所（知的障害者更生相談所）」と「県身体障害者更生相談所」を統合、設置したものです。

（１）知的障害者更生相談所

- | | |
|--------------------|--|
| 昭和 35 年 12 月 | 精神薄弱者福祉法の制定に伴い、筑紫郡大野町（現：大野城市）曙町の身体障害者更生相談所内に「精神薄弱者更生相談所」を設置。 |
| 昭和 37 年 11 月 | 身体障害者福祉センターの発足に合わせ、身体障害者更生相談所とともに、同センター内に移転。 |
| 昭和 48 年 11 月 | 北九州市との覚書により、北九州市立障害福祉センター職員を本県職員に併任の上、精神薄弱者更生相談所駐在員として発令。北九州市分は同駐在員が処理。 |
| 昭和 51 年 11 月 | 福岡市中央区大手門の中央児童相談所内に移転、併設。 |
| 平成 5 年 4 月
～6 月 | 北九州市及び福岡市での精神薄弱者更生相談所業務の開始に伴い、両政令市に精神薄弱者更生相談所業務を移管。 |
| 平成 9 年 1 月 | 身体障害者更生相談所とともに、春日市原町に新築した庁舎に移転。同相談所と統合し、「障害者更生相談所」として発足。
※平成 11 年 4 月 精神薄弱者福祉法が知的障害者福祉法に改正施行。
以後、「知的障害」の用語を使用。 |

（２）身体障害者更生相談所

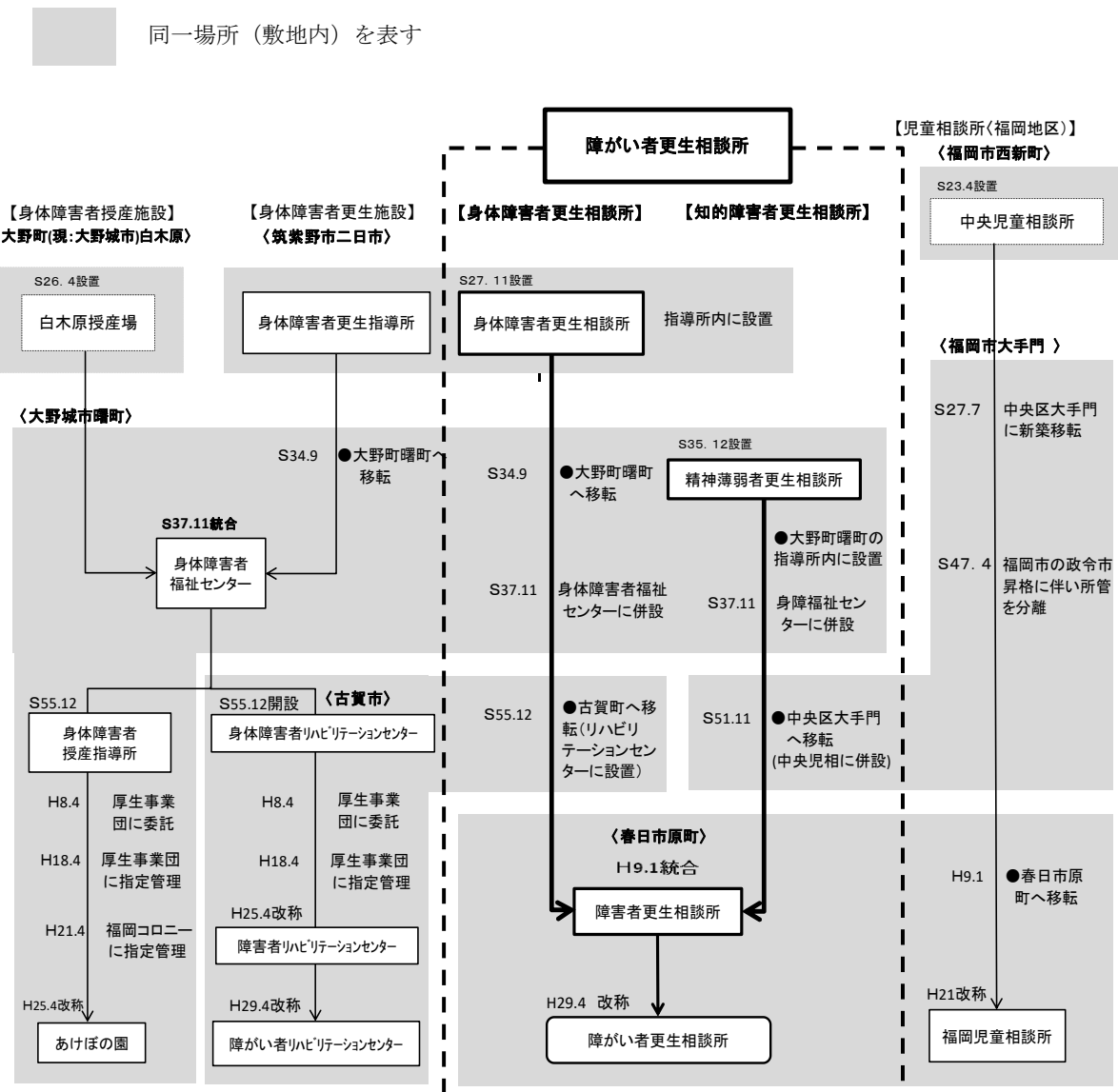
- | | |
|--------------|---|
| 昭和 27 年 11 月 | 身体障害者更生指導所（身体障害者更生施設／筑紫郡筑紫野町（現：筑紫野市）二日市）内に「身体障害者更生相談所」を設置。 |
| 昭和 34 年 9 月 | 身体障害者更生指導所とともに、筑紫郡大野町（現：大野城市）曙町に移転。 |
| 昭和 37 年 11 月 | 白木原授産場（身体障害者授産施設／大野町白木原）と身体障害者更生指導所が統合され、曙町で「身体障害者福祉センター」として発足。併せて、身体障害者更生相談所と精神薄弱者更生相談所も同センター内に移転。 |

- 昭和 40 年 4 月 北九州市が身体障害者更生相談所を設置。
- 昭和 54 年 5 月 福岡市が身体障害者更生相談所を設置。
- 昭和 55 年 12 月 身体障害者福祉センターを廃止。授産施設としての「身体障害者授産指導所」（同地）と、更生施設としての「身体障害者リハビリテーションセンター」に分離。リハビリテーションセンターは古賀町（現：古賀市）に設置し、管理運営を（財）福岡県厚生事業団に委託。身体障害者更生相談所は古賀町に移転し、リハビリテーションセンター内に設置。
- 平成 9 年 1 月 精神薄弱者更生相談所とともに、春日市原町に新築した庁舎に移転。同相談所と統合し、「障害者更生相談所」として発足。

（３）障がい者更生相談所

- 平成 9 年 1 月 福岡県精神薄弱者更生相談所と福岡県身体障害者更生相談所を統合し、「福岡県障害者更生相談所」として発足。
- 平成 12 年 8 月 副長を設置。
- 平成 15 年 4 月 支援費制度の開始に伴い、相談・判定等に係る専門技術的中核機関としての組織強化を図るため、「相談課」、「判定課」の２課体制を構築。併せて次長及び副長を廃止。
- 平成 16 年 4 月 補装具等判定機能の強化を図るため、作業療法士を定数配置。
- 平成 20 年 4 月 福祉事務所から身障手帳及び療育手帳の交付事務が、障害者福祉課から指定医師及び自立支援医療機関の指定事務等が移管され、判定課で所管。併せて、同課に副長を再設置。
- 平成 27 年 4 月 障害の種別に応じた、「相談→判定→福祉サービスの提供」の実現と、業務の実態に応じた分かりやすい名称への見直し等のため、組織を改編。相談課を「知的障害者支援課」に、判定課を「身体障害者支援課」に改めるとともに、業務量の増加に伴う判定課の執行体制強化のため、判定課副長を廃止し、新たに手帳係及び支援係の２係を設置（２課２係体制）。
- 平成 29 年 4 月 福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定・施行に伴い、「福岡県障がい者更生相談所」に名称変更。

【図 1】障がい者更生相談所の沿革（関係機関を含む）



3 所管業務の概要

(1) 知的障がい者に関する業務（知的障がい者支援課）

知的障害者更生相談所が所管する相談・指導等を行うとともに、療育手帳の判定及び交付等を行っています。

① 知的障がいに係る判定業務（知的障害者福祉法第12条第2項）

18歳以上の知的障がい者について、心理判定員による心理学的判定及び精神科嘱託医師による医学的判定を行っています。（18歳未満の知的障がい児の判定は児童相談所が所管）

② 巡回相談判定（同法第12条第3項）

更生相談所を訪れることが困難な知的障がい者については、障がい者が居住する市町村庁舎等を心理判定員が訪問し、障がい者本人やその保護者からの相談対応や心理学的判定を行っています。

③ 判定書・証明書の交付（知的障害者福祉法施行令第1条 等）

知的障がい者やその保護者等からの求めに応じ、判定書を交付しています。
また、年金や手当受給のための証明書を交付しています。

④ 療育手帳の交付（福岡県療育手帳交付要綱第6条）

知的障がい者が各種福祉サービスや援助措置を受けやすくなるよう、更生相談所や児童相談所で判定された内容をもとに、療育手帳の交付を行っています。（政令市を除く。）

(2) 身体障がい者に関する業務（身体障がい者支援課）

身体障害者更生相談所が所管する補装具や自立支援医療（更生医療）の要否判定等を行うとともに、身体障害者手帳の認定及び交付等を行っています。

① 自立支援医療（更生医療）の要否判定（身体障害者福祉法第11条第2項 等）

自立支援医療（更生医療）とは、障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度です。更生医療は、育成医療（18歳未満の身体に障がいをもつ児童を対象）、精神通院医療（精神疾患を有する者で通院による精神医療を継続的に要する者を対象）と並ぶ自立支援医療の一つで、18歳以上の身体障がい者に対し、人工透析、ペースメーカーの埋込術、人工関節置換術など、“障害の軽減を図り日常生活能力の維持・回復を目的として行われる医療”です。

更生相談所では、制度の実施主体である市町村の求めに応じ、その要否の判定等を行っています。

② 補装具費支給の要否判定（身体障害者福祉法第 11 条第 2 項 等）

職業その他、日常生活の効率の向上を目的として使用する義肢、装具及び車椅子等の補装具費の支給も自立支援給付の一つです。制度の実施主体である市町村の求めに応じ、その要否の判定等を行っています。

③ 巡回補装具判定（同法第 11 条第 3 項）

障がいの状況等により、更生相談所での補装具の要否判定を実施することが困難な身体障がい者について、県内各地を巡回して、補装具の支給に係る医学的判定を行っています。

④ 身体障害者手帳の認定及び交付（同法第 15 条）

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがある者に対して、身体障害者手帳の認定及び交付を行っています。（政令市及び中核市を除く。）

⑤ 指定医師及び指定自立支援医療機関の指定

（身体障害者福祉法第 15 条第 1 項、障害者総合支援法第 59 条 等）

身体障害者手帳の交付申請の際に必要な診断書・意見書を作成する医師の指定を行っています。また、自立支援医療（更生医療及び育成医療）を行う医療機関の指定を行っています。

⑥ 福岡県社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会の運営

（社会福祉法第 7 条第 1 項等）

身体障害者の障がい程度審査に関する調査・審議や、指定医師及び指定自立支援医療機関の指定審査等を行う審査部会の事務局運営を行っています。

（３）共通業務

（１）及び（２）のほか、知的障がい者支援課、身体障がい者支援課共通の業務として次の業務を行っています。

① 相談・指導業務（知的障害者福祉法第 12 条第 2 項、身体障害者福祉法第 11 条第 2 項）

障がい者に関する専門的な知識及び技術を有する機関として、常勤の心理判定員、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司及び非常勤の嘱託医師等を配置し、市町村をはじめとする行政機関、障がい者及びその介護を行う者等からの職業、生活、医療、保健等の相談に応じています。

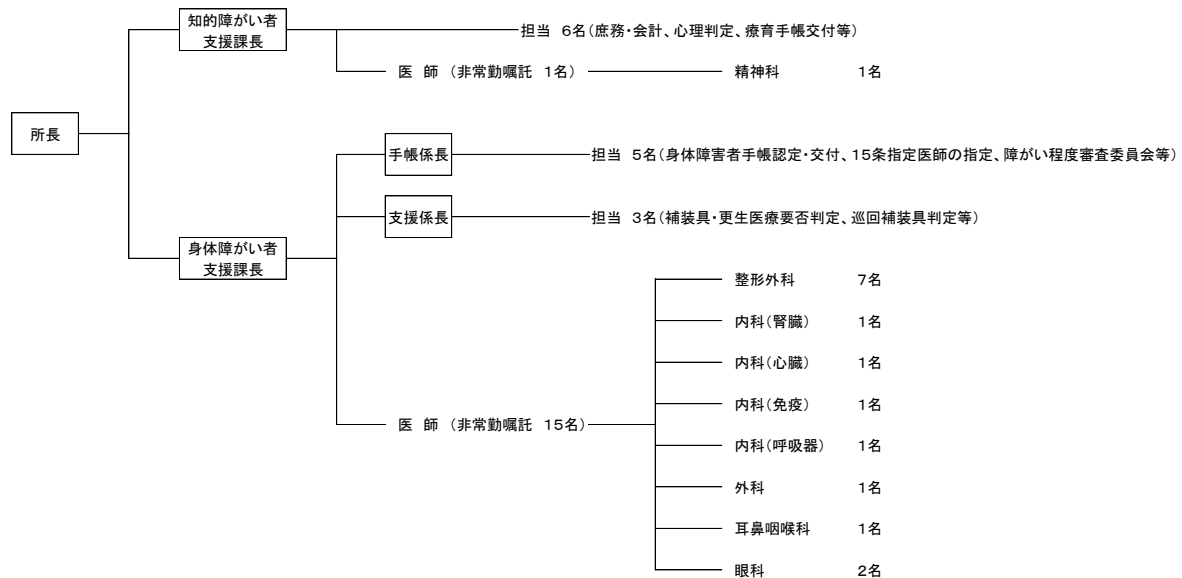
② 市町村支援業務（知的障害者福祉法第 12 条第 2 項、身体障害者福祉法第 11 条第 2 項 等）

市町村からの障がい者に関する相談に応じるとともに、市町村の担当職員を対象とした説明会を開催するなど、円滑な更生援護行政の推進に向けた支援を行っています。

4 組織及び職員の配置状況

【図2】組織図

(令和7年4月現在)



【表1】職員の配置状況

R7.4.8現在

	常勤										計	非常勤
	所長	知的障がい者支援課			身体障がい者支援課							
		課長	課員	小計	課長	手帳係		支援係		小計		
						係長	係員	係長	係員			
医 師												16
心 理 判 定 員			3	3							3	
看 護 師									1	1	1	
理 学 療 法 士							1	1	1	3	3	
作 業 療 法 士									1	1	1	
知的障害者福祉司			* (1)	(1)							(1)	
身体障害者福祉司								* (1)	* (3)	(3)	(3)	
一 般 事 務	1	1	3	4	1	1	4			6	11	
合 計	1	1	6	7	1	1	5	1	3	11	19	16

※()の「知的障害者福祉司」及び「身体障害者福祉司」は、法令上置くこととされている職。本県では知的障害者福祉司には一般事務、身体障害者福祉司には一般事務及び理学療法士等がこれに従事している。

5 所管業務の変遷

下の図は、福岡県障がい更生相談所が所管してきた業務の変遷を示しています。

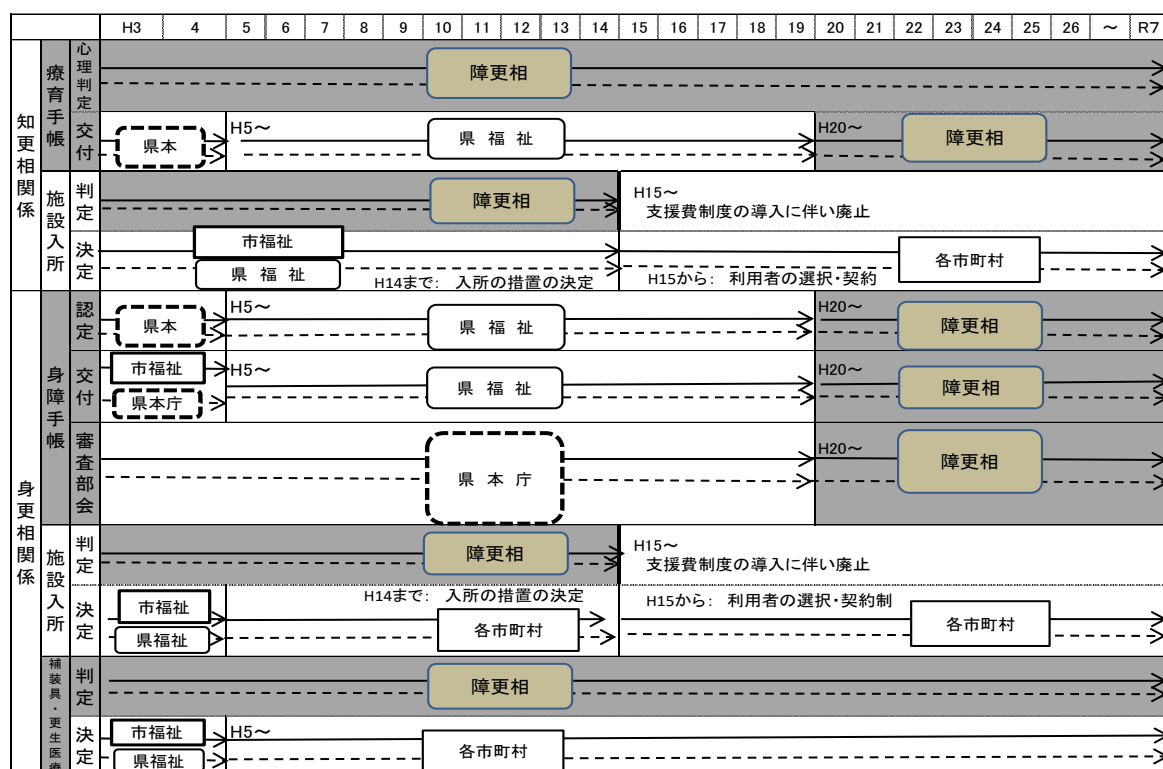
——→ の実線部は「市」の区域を、

-----→ の破線部は「町村」の区域を表します。

また、それぞれの線上にある“機関”が該当区域を所管していることを表しています。

法令の改正により更生相談所の役割も変わってきましたが、この他、本県行政機構の見直しによっても当所の所管業務は変化してきました。

下図の網掛け部分は、本県更生相談所が所管してきた業務の範囲で、現在、療育手帳の判定・交付、身障手帳の認定・交付及び審査部会運營業務、補装具及び更生医療の判定業務等を所管しています。



※政令市（北九州市及び福岡市）は、障害者更生相談所が行う業務の全てを同市で所管。

※中核市（久留米市）は、身障手帳関係業務を同市で所管。

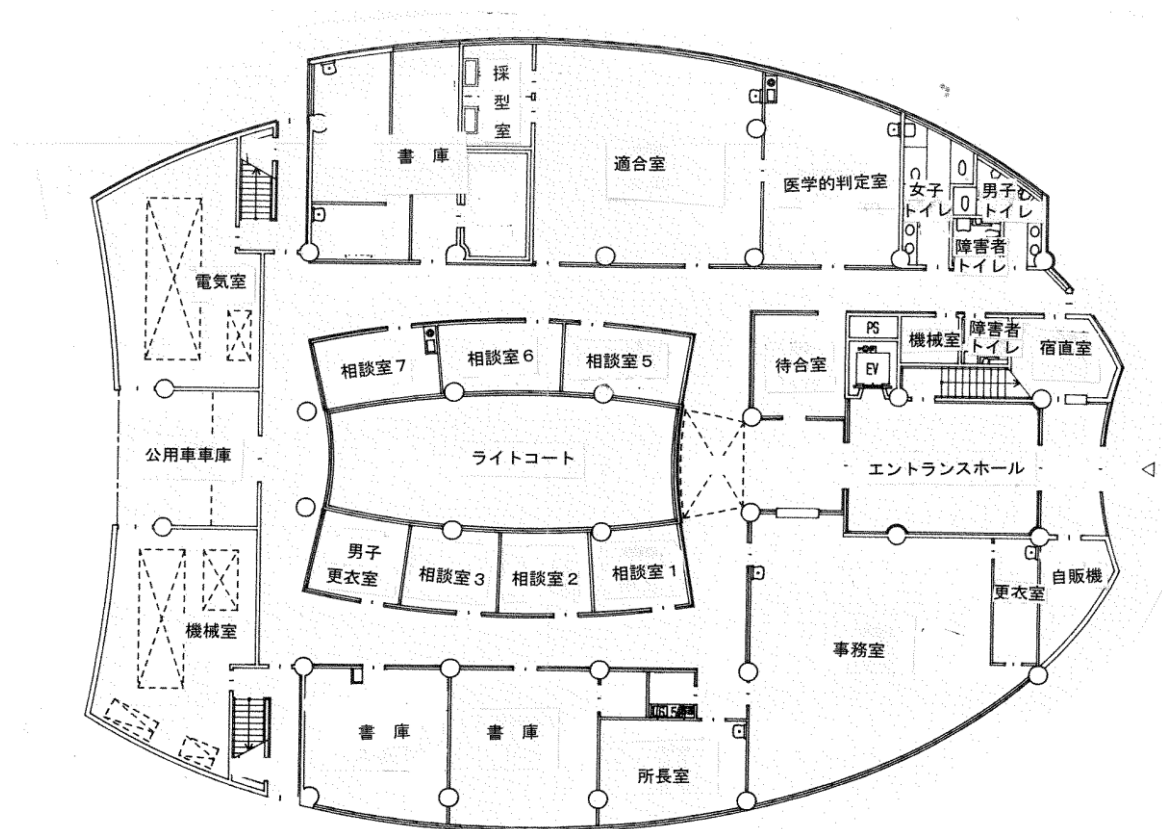
所管業務に関係する主な法令改正等の動きは以下のとおりです。

- 平成5年4月：社会福祉関係8法の改正（H2年）に基づき、身体障害者更生援護施設入所等の援護事務が都道府県から町村へ委譲されるとともに、従来、福祉事務所に置かれていた「身体障害者福祉司」を身更相に置くこととされた。
- 平成12年4月：地方分権一括法の施行に伴い身体障害児に対する補装具給付事務が市町村へ委譲され、また、基準外補装具の厚生大臣協議が廃止された。
- 平成15年4月：社会福祉事業法等の一部改正（H12年）に基づき、知的障害者に関する更生援護事務が都道府県から町村へ委譲されるとともに、従来、福祉事務所に置かれていた「知的障害者福祉司」を知更相に置くこととされた。
- 平成15年4月：社会福祉基礎構造改革の一環として、知的及び身体障害者援護施設への入所に係る措置制度が支援費制度に移行され、施設訓練等支援費の支給決定事務は市町村が行うこととされた。
- 平成18年4月：障害者自立支援法施行。身体、知的、精神の3障害の福祉サービス体系を一元化するとともに、その実施主体を市町村に一元化。
- 平成25年4月：障害者総合支援法施行。

6 施設（建物）の概要

- (1) 敷地面積 3,459.43 m²
(2) 建物の構造 鉄筋コンクリート3階建て
(3) 入居事務所 3階 福岡児童相談所
2階 精神保健福祉センター
1階 障がい者更生相談所
(4) 設置場所 〒816-0804
福岡県春日市原町3丁目1-7
T E L (092) 586-1055
F A X (092) 586-1065
E - m a i l shogaishakouseiso@pref.fukuoka.lg.jp

(5) 館内図（1階）

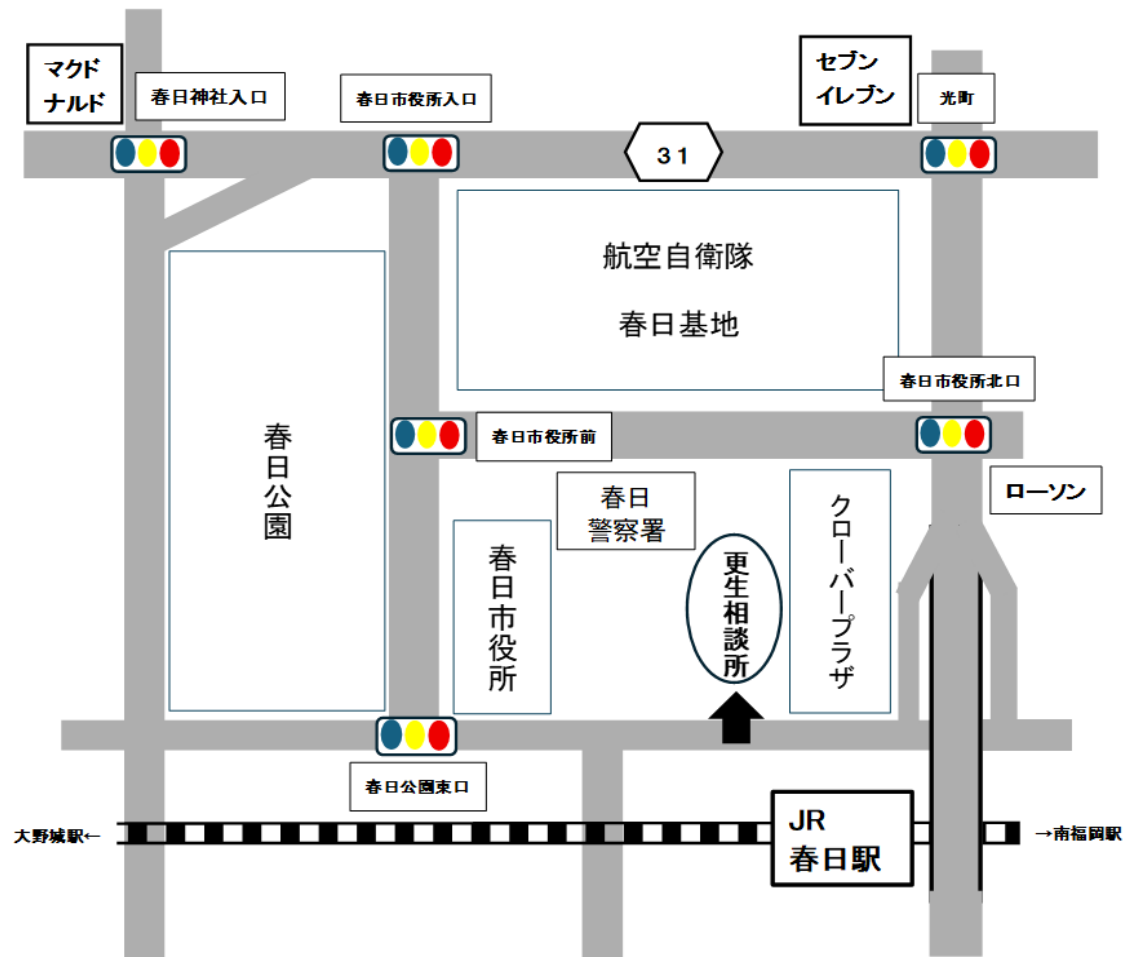


(6) 最寄の公共交通機関

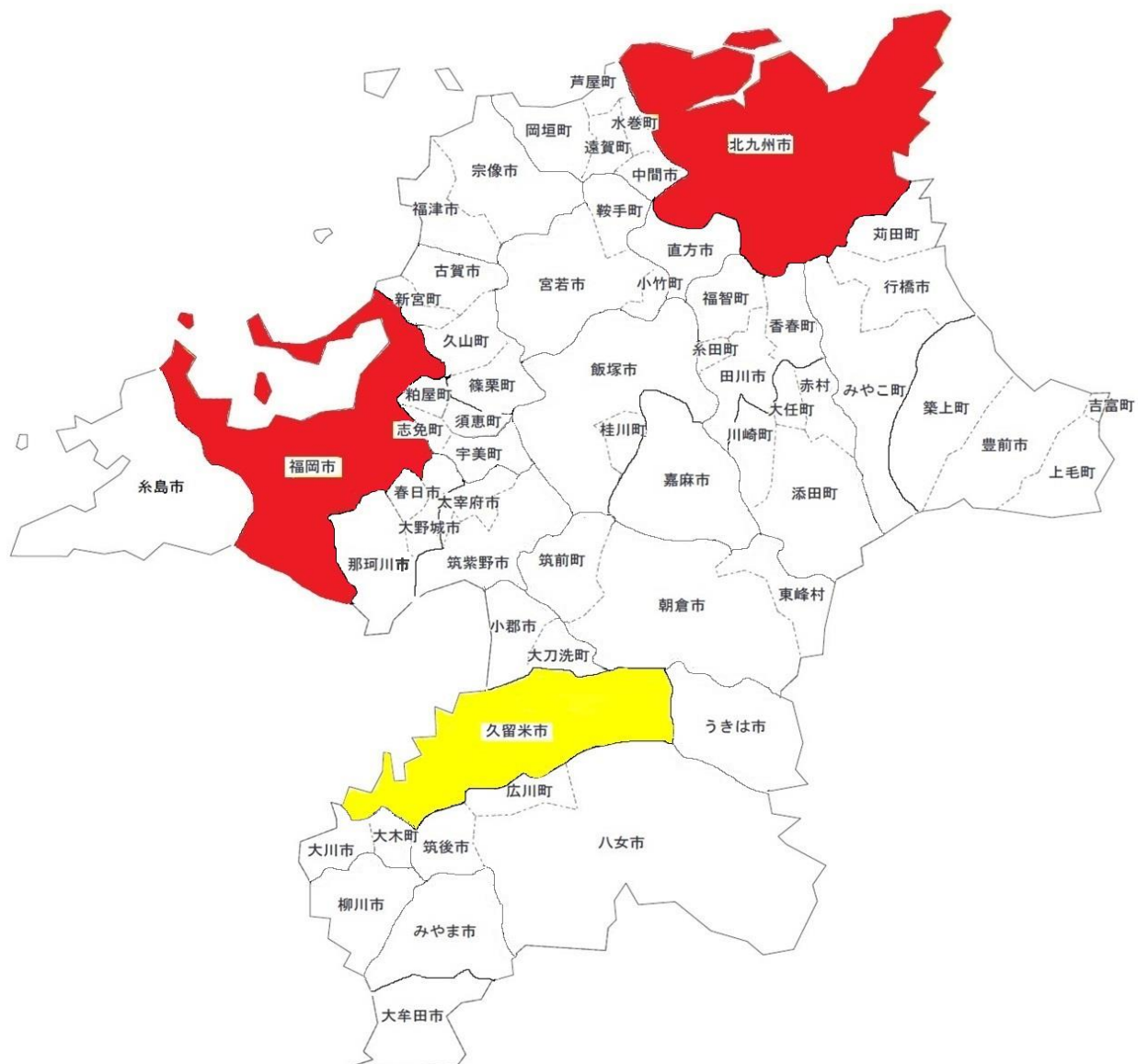
J R : 「春日」 駅下車徒歩約 4 分

西鉄電車 : 「春日原」 駅下車徒歩約 1 2 分

【近隣案内図】



7 所管区域図



凡 例



全ての業務が所管外である区域（北九州市、福岡市）



一部の業務（身障手帳の認定・交付、指定医師及び指定自立支援医療機関の指定）が所管外である区域（久留米市）

8 県内の療育手帳及び身体障害者手帳の所持者数

次の表は、福岡県内で療育手帳及び身体障害者手帳（以下、「身障手帳」という。）の所持者数を市町村ごとに表したものです。各手帳所持者の障害程度別、年度推移などの詳しい状況は、「第2 業務の内容」の中で示していきます。

（1）令和6年度における手帳所持者数

【表2】福岡県における療育・身障手帳所持者数

（単位：人）

市 部					町 村 部				
市 名	療育手帳	身障手帳	合 計	人 口	町 村 名	療育手帳	身障手帳	合 計	人 口
北九州市	12,699	43,086	55,785	908,181	宇美町	471	1,312	1,783	36,733
福岡市	15,302	51,275	66,577	1,609,050	篠栗町	426	1,014	1,440	31,233
大牟田市	1,636	5,149	6,785	103,759	志免町	582	1,488	2,070	46,325
久留米市	3,879	11,403	15,282	299,539	須恵町	398	1,025	1,423	29,455
直方市	913	2,454	3,367	54,528	新宮町	287	887	1,174	33,036
飯塚市	1,723	5,798	7,521	123,604	久山町	109	360	469	9,386
田川市	740	2,303	3,043	44,464	粕屋町	597	1,355	1,952	48,366
柳川市	729	3,038	3,767	61,088	芦屋町	158	562	720	12,585
八女市	918	3,120	4,038	59,205	水巻町	460	1,235	1,695	27,483
筑後市	673	1,788	2,461	48,972	岡垣町	297	1,199	1,496	31,246
大川市	477	1,663	2,140	30,880	遠賀町	231	787	1,018	18,856
行橋市	907	2,712	3,619	71,839	小竹町	124	427	551	6,853
豊前市	345	987	1,332	23,149	鞍手町	241	947	1,188	14,736
中間市	642	2,047	2,689	38,829	桂川町	202	698	900	12,729
小郡市	678	1,981	2,659	59,463	筑前町	316	1,272	1,588	30,854
筑紫野市	1,080	3,466	4,546	106,161	東峰村	31	126	157	1,747
春日市	1,180	3,276	4,456	111,647	大刀洗町	191	612	803	16,141
大野城市	1,097	2,754	3,851	103,063	大木町	146	604	750	13,592
宗像市	1,016	3,227	4,243	96,571	広川町	222	946	1,168	19,060
太宰府市	752	2,951	3,703	71,440	香春町	174	536	710	9,895
古賀市	739	1,893	2,632	59,182	添田町	134	511	645	8,237
福津市	661	2,045	2,706	69,200	糸田町	163	531	694	8,217
うきは市	378	1,654	2,032	27,178	川崎町	386	1,474	1,860	14,714
宮若市	421	1,346	1,767	25,910	大任町	108	280	388	5,007
嘉麻市	734	2,145	2,879	33,862	赤村	61	179	240	2,826
朝倉市	631	2,473	3,104	49,756	福智町	423	1,231	1,654	20,794
みやま市	442	1,615	2,057	34,026	苅田町	450	1,243	1,693	37,363
糸島市	1,136	4,042	5,178	103,582	みやこ町	224	917	1,141	17,589
那珂川市	483	1,679	2,162	49,255	吉富町	78	252	330	6,477
					上毛町	107	306	413	7,074
					築上町	264	781	1,045	16,219
市 部 計 ※政令市除 (人口比)	25,010 (1.3%)	79,009 (4.0%)	104,019 (5.3%)	1,960,152 (100.0%)	町村部計 (人口比)	8,061 (1.4%)	25,097 (4.2%)	33,158 (5.6%)	594,828 (100.0%)
県 全 体 (人口比)	61,072 (1.2%)	198,467 (3.9%)	259,539 (5.1%)	5,072,211 (100.0%)	◆出典 【所持者数／県内】当所集計値（R7.3.31現在） 【人口／県内】福岡県住民基本台帳月報（R7.3.31現在）				
県 域 (人口比)	33,071 (1.3%)	104,106 (4.1%)	137,177 (5.4%)	2,554,980 (100.0%)					
政 令 市 (人口比)	28,001 (1.1%)	94,361 (3.7%)	122,362 (4.9%)	2,517,231 (100.0%)					

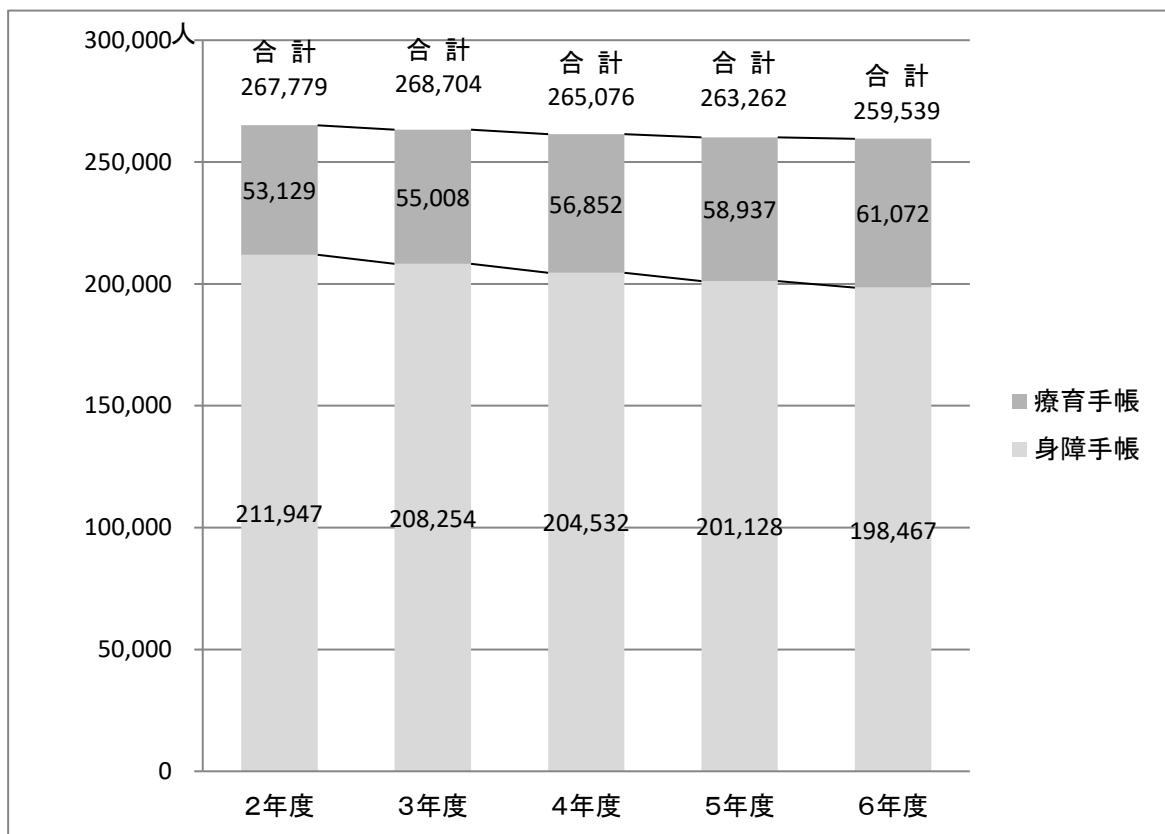
令和7年3月31日現在での福岡県全体における療育手帳の所持者は61,072人（県人口の1.2%）、身障手帳所持者は198,467人（同3.9%）となっています。

この県内の状況を、当更生相談所が所管する区域（両政令市を除く区域（県域））と政令市域に分けて見ると、手帳所持者数の人口比については療育手帳・身障手帳いずれも、政令市域より県域がやや高い比率を示しています。

（2）手帳所持者数の年度推移（政令市を含む県全体）（令和2～6年度）

過去5年間の福岡県全体における療育手帳、身障手帳の所持者数は、以下のグラフのとおりです。身障手帳の所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳の所持者数は近年、増加傾向が続いています。

【図3】手帳所持者数の年度推移（政令市を含む県全体）



第2 業務の内容

1 知的障がい者支援課

知的障がい者支援課では、所の総務や研修の企画等、所の運営に関すること及び療育手帳の判定・交付、知的障がいの程度に係る証明書の交付等を行っています。

(1) 療育手帳の判定・交付

① 療育手帳の所持者数

ア 令和6年度末における手帳所持者数

表3は、令和6年度末現在における所管地域ごとの手帳所持者数を障害程度（A（重度域）、B（中・軽度域））区分ごとに示したものです。

【表3】 障害程度別療育手帳所持者数 (単位:人)

	A	B	合計			
県 域	12,949 (39.2%)	20,122 (60.8%)	33,071 (100.0%)	重度域 A	最 重 度	A 1
福 岡 市	5,654 (36.9%)	9,648 (63.1%)	15,302 (100.0%)		重 度	A 2
北九州市	4,374 (34.4%)	8,325 (65.6%)	12,699 (100.0%)		重度・合併	A 3
県 全 体	22,977 (37.6%)	38,095 (62.4%)	61,072 (100.0%)	中・軽度域 B	中 度	B 1
					軽 度	B 2

表4は、令和6年度末現在における所管地域ごとの手帳所持者数を知的障がい児（18歳未満）と知的障がい者（18歳以上）に分けたものです。

県域では、18歳未満と18歳以上の割合がおおよそ1：3となっています。

【表4】 年齢別療育手帳所持者数 (単位:人)

	18歳未満	18歳以上	合計
県 域	8,604 (26.0%)	24,467 (74.0%)	33,071 (100.0%)
福 岡 市	4,846 (31.7%)	10,456 (68.3%)	15,302 (100.0%)
北九州市	2,834 (22.3%)	9,865 (77.7%)	12,699 (100.0%)
県 全 体	16,284 (26.7%)	44,788 (73.3%)	61,072 (100.0%)

イ 手帳所持者数の年度推移（令和2～令和6年度）

表5及び図4は、県内の所管区域別の療育手帳所持者数について、その年度推移を表したものです。

療育手帳の所持者数は、県域及び両政令市ともに年々増加傾向にあります。

【表5】療育手帳所持者数の年度推移

(単位:人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
県 域	28,705 (100.0%)	29,785 (103.8%)	30,769 (107.2%)	31,931 (111.2%)	33,071 (115.2%)
福 岡 市	12,898 (100.0%)	13,455 (104.3%)	14,040 (108.9%)	14,621 (113.4%)	15,302 (118.6%)
北九州市	11,526 (100.0%)	11,768 (102.1%)	12,043 (104.5%)	12,385 (107.5%)	12,699 (110.2%)
県 全 体	53,129 (100.0%)	55,008 (103.5%)	56,852 (107.0%)	58,937 (110.9%)	61,072 (115.0%)

※下段の%は、令和2年度を100としたときの増減率

【図4】

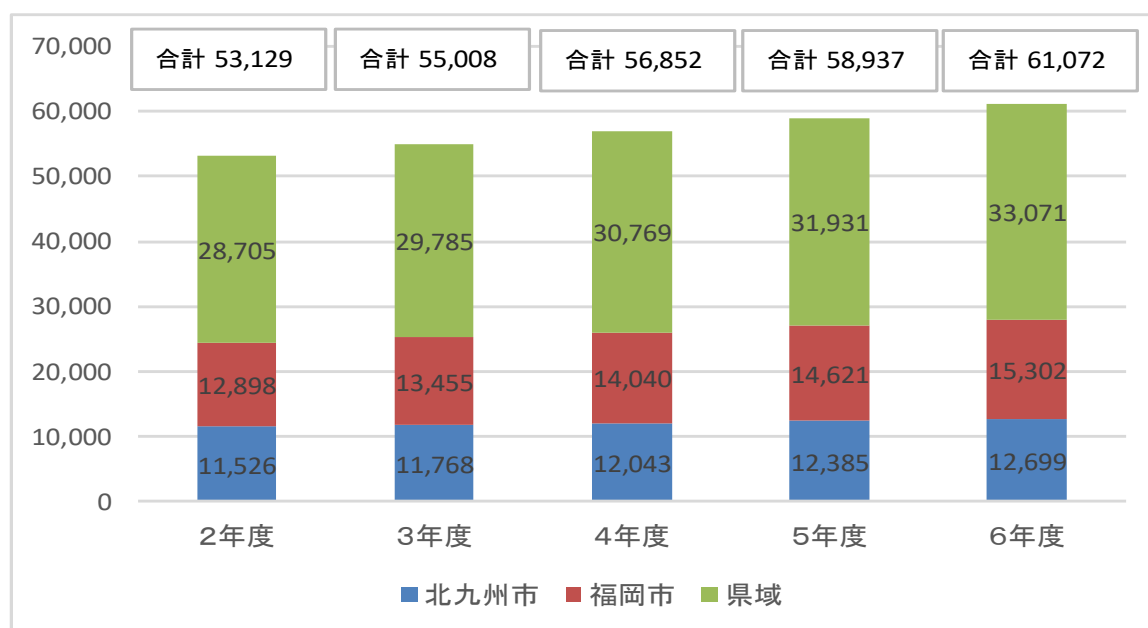


表6は、県域における知的障がい児（18歳未満）と知的障がい者（18歳以上）別の療育手帳所持者数について、その年度推移を表したものです。

知的障がい児、知的障がい者ともに年々増加しています。

【表6】年齢別年度推移

(単位:人)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
18歳未満	6,894 (100.0%)	7,257 (105.3%)	7,611 (110.4%)	8,104 (117.6%)	8,604 (124.8%)
18歳以上	21,811 (100.0%)	22,528 (103.3%)	23,158 (106.2%)	23,827 (109.2%)	24,467 (112.2%)
合 計	28,705 (100.0%)	29,785 (103.8%)	30,769 (107.2%)	31,931 (111.2%)	33,071 (115.2%)

※下段の%は、令和2年度を100としたときの増減率

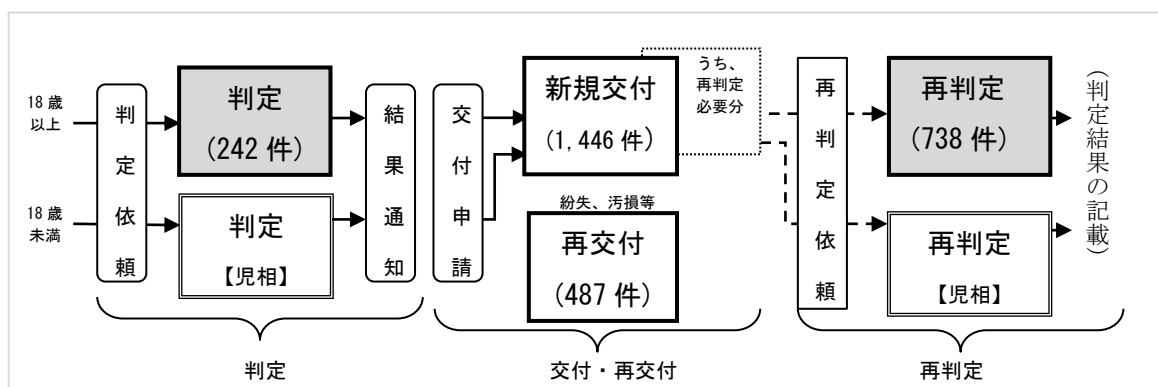
② 知的障がいに係る判定

更生相談所は、知的障がいに係る判定依頼があったときは、知的障がいの有無及びその程度の判定を行っています。更生相談所は政令市を除く県域を所管しており、このうち、18歳以上の者に対する判定を行っています。（知的障がい児に係る判定は児童相談所が所管）

判定（新規判定）を行った結果、知的障がいに該当し、申請があった場合は療育手帳を交付しています。なお、知的障がいは発達期（概ね18歳まで）に起因する障がいであることから、若年時を中心に一定期間を置いて知的状況の確認をするための再判定を行っています。

判定・交付の流れは以下のとおりです。

なお、本書で示す「判定件数」は、児童相談所が行ったものは含みません。



【注】統計数値で表す判定件数は、上図の判定（242件）、再判定（738件）の他、他更相からの依頼3件と合わせて983件となります。

ア 令和6年度における判定件数

表7は、更生相談所が行った知的障害に係る判定件数を新規判定・再判定及び障がい程度別に表したものです。

更生相談所における「新規判定」は、18歳を過ぎて初めて判定を受ける場合であり、「再判定」とは、児童相談所で判定を受けて療育手帳を取得後に18歳を過ぎて更生相談所で再判定を受ける場合と、更生相談所で判定を受けて療育手帳を取得後に再判定を受ける場合があります。

判定件数全体の7割超を再判定が占めており、障がい程度別では新規・再判定いずれもB2区分が最も多くなっています。

また、新規判定では約9割がB判定であるのに対し、再判定ではB判定が約7割と新規判定に比べA判定の割合が高くなっています。

【表 7】 障がい程度別判定件数

(単位：件)

	該当者(①)						非該当者 (②)	合計 (①+②)	その他	判定件数
	A1	A2	A3	B1	B2	小計				
新規判定	9 (3.7%)	11 (4.5%)	3 (1.2%)	102 (42.1%)	117 (48.3%)	242 (100.0%)	0 (0.0%)	242 <24.7%> (100.0%)		
再判定	71 (9.6%)	149 (20.2%)	15 (2.0%)	246 (33.3%)	257 (34.8%)	738 (100.0%)	0 (0.0%)	738 <75.3%> (100.0%)		
合 計	80 (8.2%)	160 (16.3%)	18 (1.8%)	348 (35.5%)	374 (38.2%)	980 (100.0%)	0 (0.0%)	980 (100.0%)	3	983

※下段の(%)は、当該判定種別における構成比 <%>は、新規判定・再判定の割合

※その他とは、他更相からの依頼や判定の結果、保留となった件数。

イ 判定件数の年度推移（令和2～令和6年度）

図5は、県内3つの更生相談所（県・政令市）が行った療育手帳の判定件数について、各相談所別の年度推移を表したグラフです。

県更生相談所における判定件数は、約1,000件で推移しています。

【図 5】

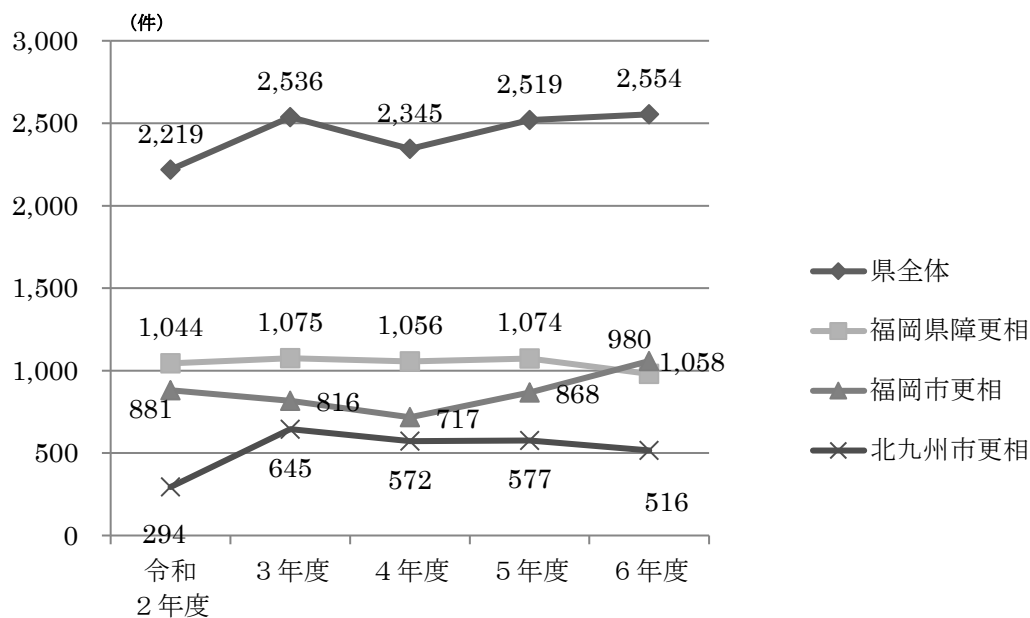


表 8 は、更生相談所が行った療育手帳の判定件数について、年齢別の年度推移を表したものです。

【表 8】年齢区分別判定件数の年度推移

	(単位：件)				
	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
18～19 歳	205 (100.0%)	154 (75.1%)	176 (85.9%)	178 (86.8%)	164 (80.0%)
20～29 歳	387 (100.0%)	454 (117.3%)	478 (123.5%)	484 (125.1%)	433 (111.9%)
30～39 歳	229 (100.0%)	260 (113.5%)	246 (107.4%)	258 (112.7%)	215 (93.9%)
40～49 歳	147 (100.0%)	132 (89.8%)	81 (55.1%)	80 (54.4%)	92 (62.6%)
50～59 歳	51 (100.0%)	48 (94.1%)	46 (90.2%)	45 (88.2%)	53 (103.9%)
60 歳以上	25 (100.0%)	27 (108.0%)	29 (116.0%)	29 (116.0%)	23 (92.0%)
合 計	1,044 (100.0%)	1,075 (103.0%)	1,056 (101.1%)	1,074 (102.9%)	980 (93.9%)

※下段の％は、令和 2 年度を 100 としたときの増減率。

表 9 は、更生相談所が行った知的障がいに係る判定件数を判定方法別に年度推移で表したものです。

判定方法には、申請者本人との面接を実施した上で判定をする面接判定と申請書類や関係者から得られた情報をもとに判定する書面判定があります。

面接判定は、申請者が更生相談所に来所して実施する来所判定が基本ですが、申請者の居所や身体状況、家庭環境の状況等から来所が困難と認められ、かつ、申請者が希望する場合には出張判定を行うことがあります。

なお、精神科嘱託医による医学的判定は、必要に応じて来所判定の中で実施しています。

【表 9】判定方法別判定件数の年度推移

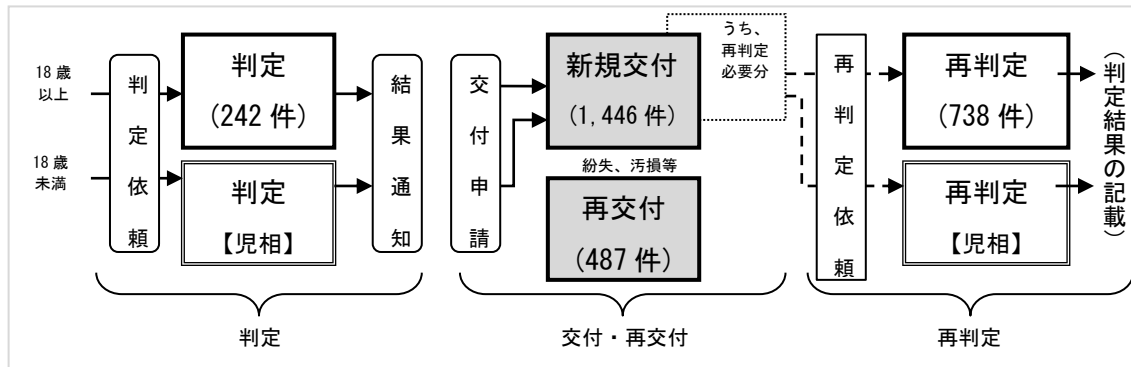
	(単位：件)				
	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
面接判定 (①)	782 (74.9%)	769 (71.5%)	796 (75.4%)	796 (74.1%)	726 (74.1%)
来所判定	648 (62.1%)	628 (58.4%)	652 (61.7%)	690 (64.2%)	641 (65.4%)
うち 医学的判定	20 (1.9%)	21 (2.0%)	26 (2.5%)	18 (1.7%)	10 (1.0%)
出張判定	134 (12.8%)	141 (13.1%)	144 (13.6%)	106 (9.9%)	85 (8.7%)
書面判定 (②)	262 (25.1%)	306 (28.5%)	260 (24.6%)	278 (25.9%)	254 (25.9%)
合 計 (① + ②)	1,044 (100.0%)	1,075 (100.0%)	1,056 (100.0%)	1,074 (100.0%)	980 (100.0%)

※下段の％は、当該年度別における構成比

③ 療育手帳の交付

療育手帳の交付は、更生相談所が判定した 18 歳以上の知的障がい者及び児童相談所が判定した 18 歳未満の知的障がい児に対し、更生相談所が一括して行っています。

次の図は、療育手帳の判定・交付の流れを示したもので、更生相談所が行う**新規交付**及び**再交付**を で示しています。再交付とは、手帳交付後、紛失や汚損、記載事項満了等を理由として行うものです。



ア 令和 6 年度における交付件数

表 10 は、県内の所管別・障害程度別交付件数を表したものです。

【表 10】新規交付に係る所管別・障害程度別交付件数

(単位:人)

	A	B	合 計
県 域	165 (11.4%)	1,281 (88.6%)	1,446 (100.0%)
福 岡 市	80 (9.5%)	765 (90.5%)	845 (100.0%)
北 九 州 市	56 (11.5%)	430 (88.5%)	486 (100.0%)
県 全 体	301 (10.8%)	2,476 (89.2%)	2,777 (100.0%)

※下段の％は構成比

表 1 1 は、令和 6 年度における市町村別の手帳の交付状況です。

【表 1 1】市町村別交付件数

(単位:人)

市 名	新 規 交 付						再交付	町 村 名	新 規 交 付						再交付
	A 1	A 2	A 3	B 1	B 2	合計			A 1	A 2	A 3	B 1	B 2	合計	
大 牟 田 市	1	2	0	14	31	48	23	宇 美 町	2	0	1	8	9	20	10
久 留 米 市	8	14	2	37	114	175	58	篠 栗 町	2	1	0	2	18	23	6
直 方 市	3	2	0	3	37	45	14	志 免 町	1	0	0	9	22	32	9
飯 塚 市	6	6	0	10	36	58	36	須 恵 町	0	0	0	5	12	17	5
田 川 市	2	1	1	1	28	33	11	新 宮 町	0	0	0	7	13	20	5
柳 川 市	0	1	0	12	20	33	13	久 山 町	0	0	0	3	6	9	0
八 女 市	0	5	0	6	30	41	12	粕 屋 町	0	1	1	7	24	33	6
筑 後 市	0	3	0	9	25	37	5	芦 屋 町	0	0	0	1	2	3	3
大 川 市	0	0	0	7	6	13	8	水 巻 町	0	1	0	0	11	12	9
行 橋 市	2	4	0	10	29	45	7	岡 垣 町	1	0	0	5	6	12	3
豊 前 市	1	0	0	5	6	12	5	遠 賀 町	2	0	0	2	8	12	5
中 間 市	2	1	1	2	18	24	14	小 竹 町	0	0	0	0	6	6	1
小 郡 市	5	1	0	8	21	35	7	鞍 手 町	0	1	0	2	2	5	2
筑 紫 野 市	2	4	0	10	39	55	18	桂 川 町	0	1	0	2	10	13	1
春 日 市	2	4	0	12	40	58	14	筑 前 町	1	0	0	1	6	8	2
大 野 城 市	2	4	0	13	34	53	15	東 峰 村	0	0	0	0	0	0	0
宗 像 市	0	7	0	7	34	48	16	大 刀 洗 町	0	1	0	3	8	12	2
太 宰 府 市	2	4	0	7	29	42	15	大 木 町	0	0	0	1	8	9	4
古 賀 市	1	2	0	5	26	34	14	広 川 町	0	1	0	7	7	15	3
福 津 市	3	7	1	12	18	41	10	香 春 町	0	1	0	1	3	5	0
う き は 市	0	1	0	3	7	11	4	添 田 町	0	2	0	1	2	5	4
宮 若 市	0	2	0	4	9	15	5	糸 田 町	0	0	0	2	4	6	1
嘉 麻 市	2	0	0	0	10	12	14	川 崎 町	0	0	0	5	14	19	8
朝 倉 市	1	1	0	3	19	24	11	大 任 町	0	0	0	3	3	6	2
み や ま 市	0	0	0	0	17	17	9	赤 村	0	0	0	0	4	4	0
糸 島 市	6	5	0	11	46	68	21	福 智 町	0	0	0	1	11	12	6
那 珂 川 市	0	1	0	4	12	17	2	苅 田 町	0	2	0	3	10	15	4
								み や こ 町	1	2	0	3	2	8	1
								吉 富 町	0	0	0	2	0	2	1
								上 毛 町	0	0	0	0	2	2	2
								築 上 町	0	1	0	1	5	7	1
市 部 計	51 (3.5%)	82 (5.7%)	5 (0.3%)	215 (14.9%)	741 (51.2%)	1,094 (75.7%)	381 (78.2%)	町 村 部 計	10 (0.7%)	15 (1.0%)	2 (0.1%)	87 (6.0%)	238 (16.5%)	352 (24.3%)	106 (21.8%)
県 域 合 計 構成比 (%)	61 (4.2%)	97 (6.7%)	7 (0.5%)	302 (20.9%)	979 (67.7%)	1,446 (100.0%)	487 (100.0%)								

イ 交付件数の年度推移（令和２～令和６年度）

表１２は、県域における療育手帳新規交付件数の障害程度別・年度推移を表したものです。

【表１２】新規交付に係る障害程度別年度推移

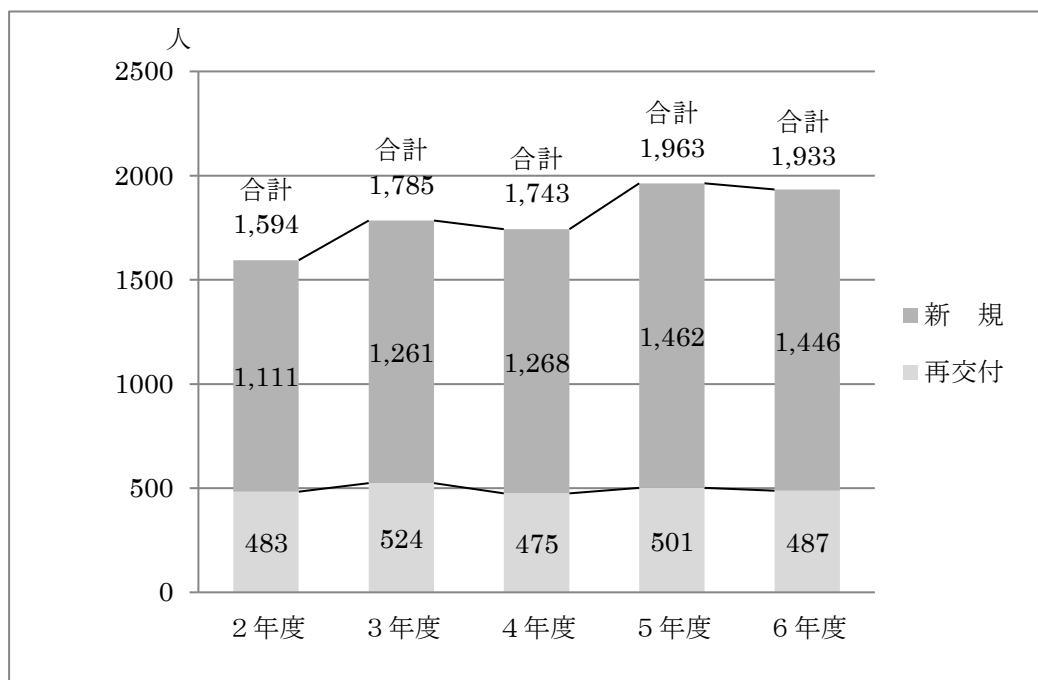
（単位：人）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
A1	45 (100.0%)	47 (104.4%)	41 (91.1%)	52 (115.6%)	61 (135.6%)
A2	77 (100.0%)	81 (105.2%)	85 (110.4%)	99 (128.6%)	97 (126.0%)
A3	8 (100.0%)	9 (112.5%)	12 (150.0%)	15 (187.5%)	7 (87.5%)
B1	248 (100.0%)	274 (110.5%)	261 (105.2%)	309 (124.6%)	302 (121.8%)
B2	733 (100.0%)	850 (116.0%)	869 (118.6%)	987 (134.7%)	979 (133.6%)
合計	1,111 (100.0%)	1,261 (113.5%)	1,268 (114.1%)	1,462 (131.6%)	1,446 (130.2%)

※下段の％は、令和元年度を100としたときの増減率

図６のとおり、再交付（破損、紛失、写真交換、記載欄満了等の理由による）が療育手帳交付全体の約３割を占めています。

【図６】新規・再交付別年度推移



(2) 証明書の交付状況

療育手帳を所持しているか否かに関らず、各判定機関（更生相談所・児童相談所）による判定を受けた者の求めに応じて、知的障がいの程度についての証明書を交付しています。

表１３及び表１４は、更生相談所で判定依頼時とは別に、途交付した証明書を目的別にまとめたものです。

【表１３】令和６年度における証明目的別の年齢構成

(単位：人)

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
障害基礎年金	6	38	13	9	3	0	69 (62.2%)
就 労	0	1	1	0	1	0	3 (2.7%)
捜査関係事項照会	2	5	4	2	0	1	14 (12.6%)
成年後見人	0	0	2	0	0	4	6 (5.4%)
特別障害者手当	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
そ の 他	3	4	6	3	3	0	19 (17.1%)
合 計	11	48	26	14	7	5	111 (100.0%)

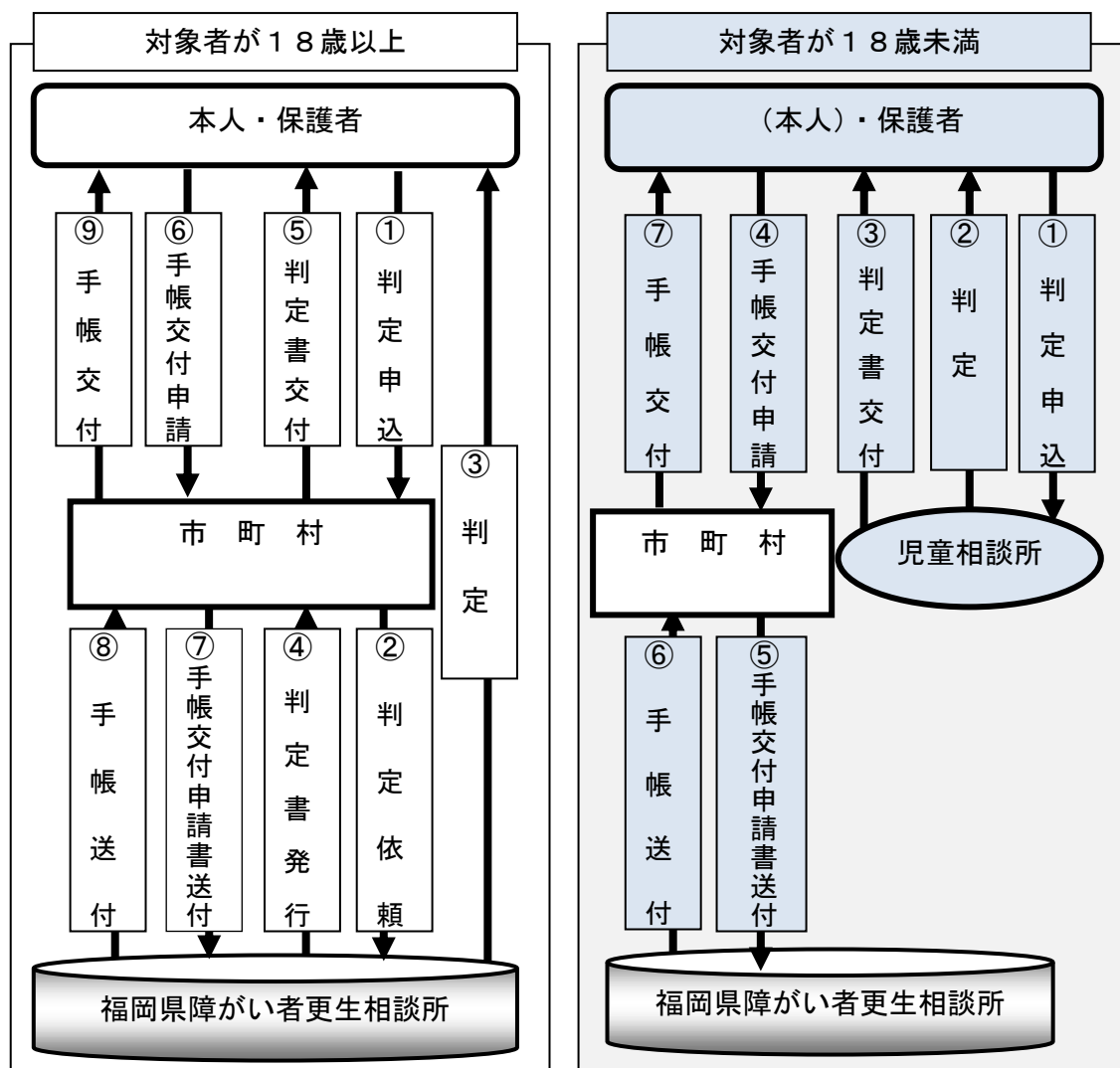
※下段の％は、交付合計比

【表１４】目的別証明書交付件数の年度推移

(単位：人)

	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
障害基礎年金	64	95	87	69	69
就 労	6	5	1	3	3
捜査関係事項照会	23	18	19	17	14
成年後見人	7	7	9	7	6
特別障害者手当	2	2	6	2	0
そ の 他	26	25	19	20	19
合 計	128	152	141	118	111

【図7】療育手帳の新規判定及び新規交付の事務フロー



2 身体障がい者支援課

身体障がい者支援課では、自立支援医療（更生医療）・補装具の要否判定、巡回補装具判定、身体障害者手帳の認定・交付等を行っています。

（１）自立支援医療（更生医療）の要否判定

自立支援医療制度の一つである更生医療は、障がい除去・軽減するため、手術等の治療によって確実に効果が期待できる医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

主な治療の例に、人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析療法等があり、更生相談所はその要否の判定等を行っています。

① 令和６年度における判定状況

障害種別では、心臓、腎臓の２区分で全体のほとんど（95.8％）を占めています。

【表１５】自立支援医療（更生医療）判定件数

（単位：件）

	心臓	腎臓	小腸	肝臓	肢体 不自由	視覚	聴覚	音声・ 言語・ そしゃく	その他	合計
県 域	1,056 (48.7%)	1,021 (47.1%)	0	10 (0.5%)	53 (2.4%)	0	0 (0.0%)	6 (0.3%)	22 (1.0%)	2,168 (100.0%)

※下段の％は、各障害種別における構成比

② 判定件数の年度推移（令和２～令和６年度）

更生医療全体の判定件数は、令和２年度から減少傾向です。

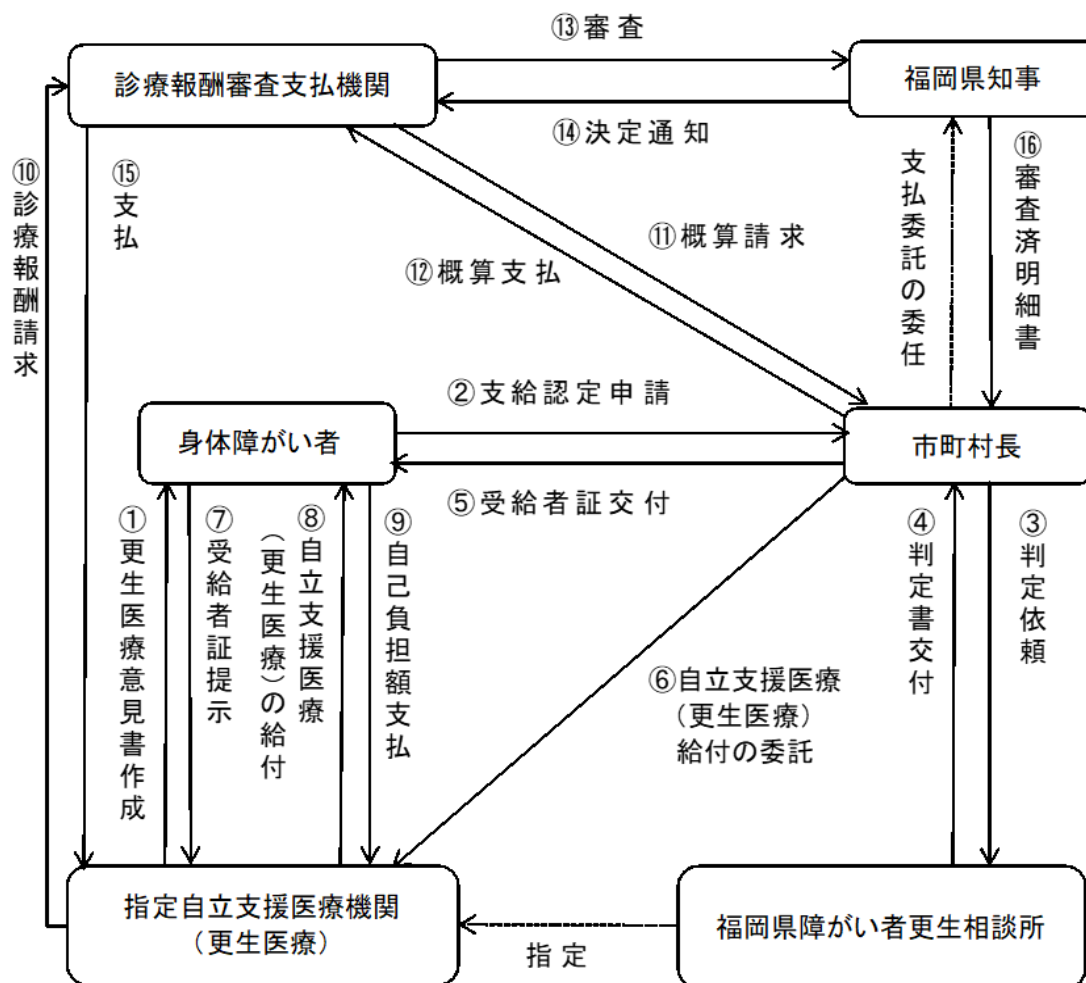
【表１６】自立支援医療（更生医療）判定件数の年度推移

（単位：件）

	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
心 臓	975 (100.0%)	958 (98.3%)	1,080 (110.8%)	1,018 (104.4%)	1,056 (108.3%)
腎 臓	1,230 (100.0%)	1,112 (90.4%)	1,036 (84.2%)	1,026 (83.4%)	1,021 (83.0%)
小 腸	0	0	0	0	0
肝 臓	11 (100.0%)	7 (63.6%)	3 (27.3%)	4 (36.4%)	10 (90.9%)
肢 体 不 自 由	99 (100.0%)	88 (88.9%)	83 (83.8%)	82 (82.8%)	53 (53.5%)
視 覚	0	0	0	0	0
聴 覚	4	6	2	1	0
音声・言語 ・そしゃく	4 (100.0%)	8 (200.0%)	3 (75.0%)	10 (250.0%)	6 (150.0%)
そ の 他	23 (100.0%)	32 (139.1%)	28 (121.7%)	20 (87.0%)	22 (95.7%)
合 計	2,346 (100.0%)	2,211 (94.2%)	2,235 (95.3%)	2,161 (92.1%)	2,168 (92.4%)

※下段の％は、令和２年度を100としたときの増減率

【図8】自立支援医療（更生医療）判定の事務フロー



（２）補装具の要否判定（相談業務を含む）

補装具は、身体障がい者（児）及び１８歳以上の難病患者等の失われた身体機能を補完・代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、職業、その他日常生活の効率の向上等の目的達成に必要と認められる場合に、市町村がその費用の支給を決定します。

更生相談所では、市町村の求めに応じ、医学的・専門技術的観点からその要否を判定しています。

① 判定の方法

判定の方法は、補装具の種類や支給区分（新規支給、再支給、修理）等によって異なっており、更生相談所では表１７のように区分しています。

【表 17】

補 装 具 判 定 区 分 表

更生相談所における補装具の判定区分は、以下の表のとおりです。

◎ 印： 更生相談所の直接（来所等）判定を要するもの

○ 印： 更生相談所（書類または直接（来所等））の判定を要するもの

△ 印： 一部、更生相談所の判定を要するもの

× 印： 更生相談所の判定を要しないもの

補装具の種目			新 規 支 給		再 支 給		借 受 け		修 理		備考
			要 否 判 定	適 合 判 定	要 否 判 定	適 合 判 定	要 否 判 定	適 合 判 定	要 否 判 定	適 合 判 定	
義 肢 （ 義 手 ・ 義 足 ）			○	○	○	○	○	△	△	△	※令和4年度から、全ての義肢の書類判定が可能
装 具			○	○	○	○	○	△	△	△	
姿 勢 保 持 装 置			○ (※)	○	○	○	○	△	△	△	※令和5年度から、全ての座位保持装置の書類判定が可能 ※判定医の判断により現地調査可能（意見書に 来所判定が困難な理由への記載要）
視 覚 障 害 者 安 全 つ え			×	×	×	×			×	×	
義 眼			×	×	×	×			×	×	
眼 鏡			×	×	×	×			×	×	
補 聴 器	高度難聴用	ポケット型・ 耳 かけ 型	×	×	×	×			×	×	※両耳の場合は判定が必要
	重度難聴用	ポケット型・ 耳 かけ 型	○	×	×	×			×	×	
	耳 あ な 型 ・ 骨 導 式		○	×	×	×			×	×	
人 工 内 耳 （ 修 理 ）									×	×	
重度障害者用意思伝達装置			○	○	△	△	○	△	△	△	
車 椅 子	レディメイド		×	×	×	×			×	×	
	そ の 他 の 車 椅 子		○	○	△	△			×	×	
電 動 車 椅 子			◎ (※)	○	○	○			×	×	※判定医の判断により現地調査可能（来所判定が困難な理由の確認要）
歩 行 器			×	×	×	×	△	△	×	×	
歩 行 補 助 つ え			×	×	×	×			×	×	

○借受けの判定を行い、購入が適当とされた場合は適合判定が必要。

○難病等で別の制度で支給されていた場合の再支給は補装具費支給制度では新規として扱う。

② 令和6年度における判定状況

判定の手法は、医師の直接診断を伴う「直接判定」と、提出書面の審査で対応する「書面判定」に区分されます。また、「直接判定」は、申請者が更生相談所に来所の上、医師の判定を受ける「来所判定」と、申請者の利便性を図るために、県内各地に医師や職員を派遣して行う「巡回補装具判定」に区分されます。これら3区分の件数比は、来所 6.3%、巡回 14.7%、書面 79.0%です。

判定した補装具種別を見ると、巡回補装具判定においては、義肢の判定がおおよそ6割である一方、書面判定では装具がおおよそ6割となっています。

【表18】令和6年度における補装具判定状況（判定手法別）

(単位:件)

	義肢	装具	車椅子	電動車椅子	姿勢保持装置	重度障害者用意思伝達装置	補聴器	合計
来所判定	27 (38.0%)	29 (40.8%)	0	15 (21.1%)	0 (0.0%)	0	0	71 (100.0%)
巡回補装具判定	94 (57.0%)	70 (42.4%)	1	0	0	0	0	165 (100.0%)
書面判定	41 (4.6%)	482 (54.2%)	105 (11.8%)	10 (1.1%)	32 (3.6%)	21 (2.4%)	199 (22.4%)	890 (100.0%)
合計	162 (14.4%)	581 (51.6%)	106 (9.4%)	25 (2.2%)	32 (2.8%)	21 (1.9%)	199 (17.7%)	1,126 (100.0%)

※下段の%は、各判定区分における補装具種別の構成比

③ 判定件数の年度推移（令和2～令和6年度）

ア 全体の判定件数は、令和4年度まで減少傾向が続き、令和5年度は増加しましたが、令和6年度は減少しています。

【表19】補装具判定件数の年度推移（判定手法別）

(単位:件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
来所判定	99 (8.5%)	97 (8.6%)	79 (7.0%)	69 (5.7%)	71 (6.3%)
巡回補装具判定	94 (8.1%)	81 (7.2%)	208 (18.5%)	156 (12.9%)	165 (14.7%)
書面判定	966 (83.3%)	954 (84.3%)	840 (74.5%)	984 (81.4%)	890 (79.0%)
合計	1,159 (100.0%)	1,132 (100.0%)	1,127 (100.0%)	1,209 (100.0%)	1,126 (100.0%)

※下段の%は、年度ごとの構成比

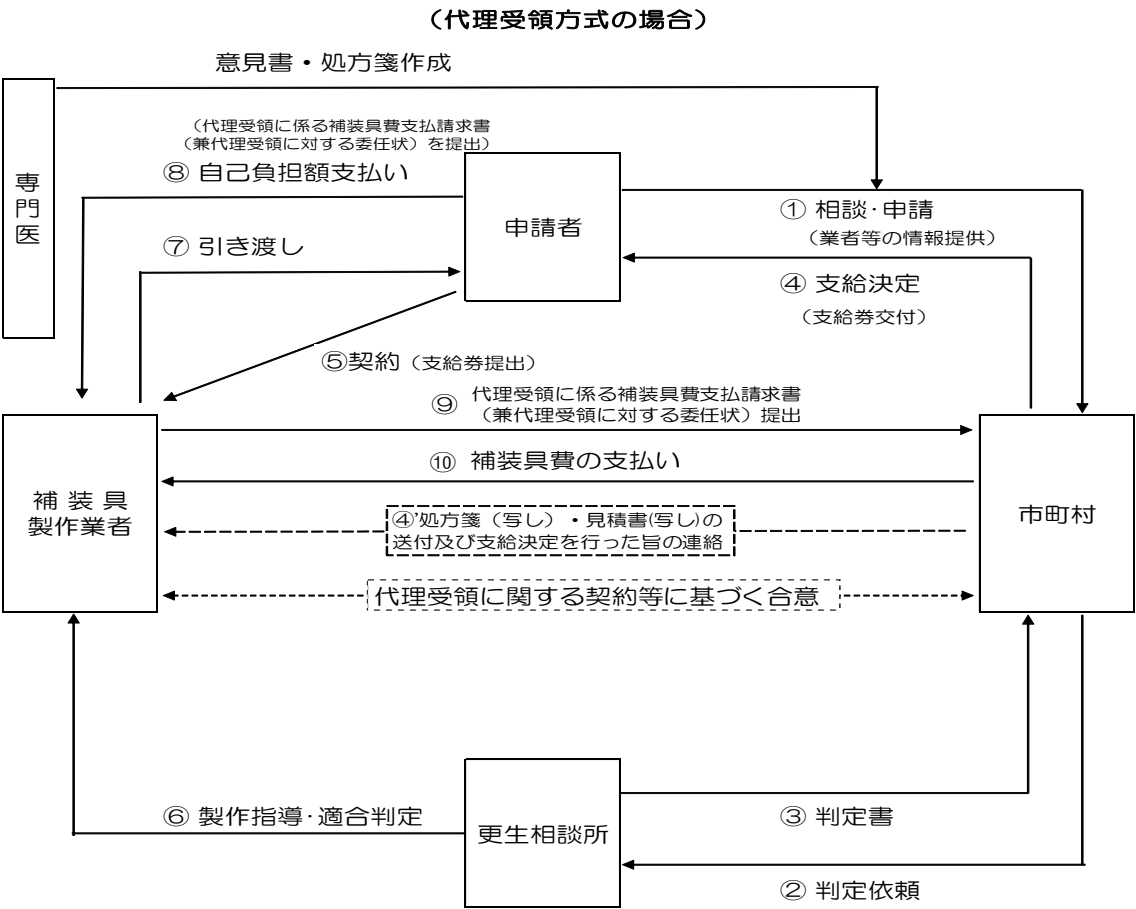
イ 各種目とも概ね減少傾向が続いていましたが、令和5年度では、各種目とも増加しました。令和6年度では装具の判定件数が大きく減少し、全体の判定件数も減少しています。

【表 20】補装具種目別判定件数の年度推移

	(単位:件)				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
義 肢	149 (12.8%)	148 (13.1%)	178 (15.8%)	151 (12.5%)	162 (14.4%)
装 具	572 (49.3%)	571 (50.4%)	593 (52.6%)	650 (53.8%)	581 (51.6%)
車 椅子	125 (10.8%)	95 (8.4%)	73 (6.5%)	93 (7.7%)	106 (9.4%)
電動車椅子	33 (2.8%)	29 (2.6%)	38 (3.4%)	39 (3.2%)	25 (2.2%)
姿勢保持装置	41 (3.5%)	33 (2.9%)	37 (3.3%)	44 (3.6%)	32 (2.8%)
重度障害者用 意思伝達装置	13 (1.1%)	18 (1.6%)	16 (1.4%)	21 (1.7%)	21 (1.9%)
補 聴 器	226 (19.5%)	238 (21.0%)	192 (17.0%)	211 (17.5%)	199 (17.7%)
眼 鏡	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	1,160 (100.0%)	1,132 (100.0%)	1,127 (100.0%)	1,209 (100.0%)	1,126 (100.0%)

※下段の％は、年度ごとの構成比

【図 9】補装具費支給の事務フロー



(3) 巡回補装具判定

身体障がい者の利便性を図るため、県内各地を巡回して、補装具費の支給についての医学的判定等を行っています。

【表 2 1】令和 6 年度における巡回補装具判定実施状況

期日	会 場 村 市 町	判定 件数	対 市 象 町 村	判定内容別					年 齢 別					計(人)
				義肢	装具	車椅子	その他	計	18歳 未満	18歳～ 49歳	50歳～ 64歳	65歳～		
4/17	豊 前 市	9	豊 前 市	2	1	0	0	3	0	1	0	3	4	
			吉 富 町	2	0	0	0	2	0	0	1	1	2	
			上 毛 町	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
			築 上 町	2	1	0	0	3	0	1	0	2	3	
4/24	行 橋 市	8	行 橋 市	1	4	1	0	6	0	1	2	2	5	
			苅 田 町	1	1	0	0	2	0	1	0	1	2	
			み や こ 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5/14	久留米市	20	久留米市	11	9	0	0	20	0	1	3	15	19	
5/27	田 川 市	9	田 川 市	2	1	0	0	3	0	0	0	3	3	
			香 春 町	1	1	0	0	2	0	0	1	0	1	
			糸 田 町	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	
			福 智 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			添 田 町	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	
			川 崎 町	2	0	0	0	2	0	1	0	1	2	
			大 任 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6/5	柳 川 市	13	赤 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			柳 川 市	3	3	0	0	6	0	0	1	7	8	
			大 川 市	3	1	0	0	4	0	0	0	4	4	
			大 木 町	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
6/12	うきは市	6	み や ま 市	1	1	0	0	2	0	0	1	1	2	
6/12	うきは市	6	うきは市	2	4	0	0	6	0	0	1	5	6	
6/21	八女市	10	八 女 市	5	0	0	0	5	0	1	2	2	5	
			広 川 町	1	1	0	0	2	0	0	0	3	3	
7/10	糸 島 市	6	筑 後 市	2	1	0	0	3	0	0	1	2	3	
7/26	大牟田市	14	糸 島 市	4	2	0	0	6	0	1	0	5	6	
8/21	粕屋町	5	大牟田市	9	5	0	0	14	0	0	8	6	14	
			宇 美 町	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	
			志 免 町	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	
			須 恵 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			粕 屋 町	3	0	0	0	3	0	0	1	2	3	
			篠 栗 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8/27	福津市	17	久 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			宗 像 市	5	1	0	0	6	0	0	2	4	6	
			福 津 市	4	3	0	0	7	0	0	3	4	7	
			古 賀 市	1	1	0	0	2	0	1	0	2	3	
9/9	直 方 市	9	新 宮 町	2	0	0	0	2	0	0	1	1	2	
			直 方 市	4	0	0	0	4	0	0	1	3	4	
			宮 若 市	1	1	0	0	2	0	0	1	1	2	
			小 竹 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9/18	岡 垣 町	5	鞍 手 町	1	2	0	0	3	0	0	0	3	3	
			中 間 市	0	2	0	0	2	0	0	0	2	2	
			芦 屋 町	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	
			水 巻 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			岡 垣 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			遠 賀 町	2	0	0	0	2	0	0	1	1	2	
9/27	飯 塚 市	19	飯 塚 市	7	12	0	0	19	0	1	4	14	19	
10/1	嘉 麻 市	7	桂 川 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10/16	朝 倉 市	8	嘉 麻 市	3	4	0	0	7	0	0	3	3	6	
			朝 倉 市	0	3	0	0	3	0	1	0	2	3	
			筑 前 町	1	1	0	0	2	0	0	1	1	2	
			東 峰 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			小 郡 市	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	
合 計	165	大 刀 洗 町	1	1	0	0	2	0	0	0	2	2		
			94 (57.0%)	70 (42.4%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	165 (100.0%)	0 (0.0%)	12 (7.2%)	41 (24.7%)	113 (68.1%)	166 (100.0%)		

※判定内容別件数の合計(165件)は判定件数であり、実人数(166人)とは実合しない。

巡回補装具判定における補装具判定は、義肢及び装具がほとんどを占めています。

令和２年度及び３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一部を中止したため、実施件数は大きく減少しました。令和４年度にはいったん増加しましたが、全体的には減少傾向となっています。

【表２２】巡回補装具判定実施件数の年度推移

(単位:件)

	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
義 肢	55 (100.0%)	49 (89.1%)	119 (216.4%)	92 (167.3%)	94 (170.9%)
装 具	39 (100.0%)	32 (82.1%)	89 (228.2%)	64 (164.1%)	70 (179.5%)
車椅子	0 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (－)
その他	0	0	0	0	0
合 計	94 (100.0%)	81 (86.2%)	208 (221.3%)	156 (166.0%)	165 (175.5%)

※下段の％は、令和２年度を100としたときの増減率

(４) 指定自立支援医療機関の指定

自立支援医療（更生医療及び育成医療）の対象となる治療は、都道府県知事が指定した医療機関において行われる医療に限られています。

更生相談所では、社会福祉審議会の意見を聴き、審査した上で指定自立支援医療機関の指定を行っています。

直近５年間では、薬局及び訪問看護事業者等が増加傾向にあります。

【表２３】自立支援医療機関指定の年度推移（県域）

(単位:箇所)

	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
病院又は 診 療 所	147 (100.0%)	145 (98.6%)	146 (99.3%)	145 (98.6%)	143 (97.3%)
薬 局	765 (100.0%)	782 (102.2%)	802 (104.8%)	813 (106.3%)	809 (105.8%)
訪問看護 事業者等	86 (100.0%)	106 (123.3%)	115 (133.7%)	125 (145.3%)	153 (177.9%)

※下段の％は、令和２年度を100としたときの増減率

(5) 身体障害者手帳の交付

更生相談所では、身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがある方に対して、身体障害者手帳の認定、交付を行っています（政令市、中核市を除く）。

【注】身体障害者手帳の交付は、政令市のほか、中核市でも行っており、当項「(5)」では、北九州市、福岡市及び久留米市を除いた地域を「県域」として整理しています。

① 身体障害者手帳の所持者数

県域では、障害等級1級が最も多く約31%、次いで4級約24%、以下2、3級が10%台と続いています。

【表24】身体障害者手帳の所管別・等級別所持者数（令和6年度末）

（単位：人）

	障 害 等 級						年 齢		合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	18歳未満	18歳以上	
県 域	29,539 (31.9%)	12,952 (14.0%)	13,282 (14.3%)	22,440 (24.2%)	6,922 (7.5%)	7,568 (8.2%)	1,543 (1.7%)	91,160 (98.3%)	92,703 (100.0%)
北九州市	14,257 (33.1%)	6,341 (14.7%)	6,039 (14.0%)	10,587 (24.6%)	2,629 (6.1%)	3,233 (7.5%)	661 (1.5%)	42,425 (98.5%)	43,086 (100.0%)
福岡市	17,690 (34.5%)	7,595 (14.8%)	6,787 (13.2%)	11,836 (23.1%)	3,667 (7.2%)	3,700 (7.2%)	1,114 (2.2%)	50,161 (97.8%)	51,275 (100.0%)
久留米市	3,770 (33.1%)	1,683 (14.8%)	1,627 (14.3%)	2,643 (23.2%)	780 (6.8%)	900 (7.9%)	194 (1.7%)	11,209 (98.3%)	11,403 (100.0%)
県 全 体	65,256 (32.9%)	28,571 (14.4%)	27,735 (14.0%)	47,506 (23.9%)	13,998 (7.1%)	15,401 (7.8%)	3,512 (1.8%)	194,955 (98.2%)	198,467 (100.0%)

※下段の%は、各地域区分における構成比

障害区分別では、肢体不自由が約5割となっています。次いで心臓機能障害などの内部障害が約3割となっています。

また、内部障害は、障害等級1級の占める割合が約6割と高くなっています。

【表25】障害区分別・等級別身体障害者手帳所持者数（県域）（令和6年度末）

（単位：人）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視 覚 障 害	2,008 (6.8%)	2,030 (15.7%)	316 (2.4%)	416 (1.9%)	711 (10.3%)	350 (4.6%)	5,831 (6.3%)
聴覚・平衡機能障害	551 (1.9%)	1,777 (13.7%)	979 (7.4%)	2,237 (10.0%)	62 (0.9%)	3,860 (51.0%)	9,466 (10.2%)
音声・言語・ そしゃく機能障害	71 (0.2%)	106 (0.8%)	560 (4.2%)	381 (1.7%)	-	-	1,118 (1.2%)
肢 体 不 自 由	7,673 (26.0%)	8,665 (66.9%)	7,247 (54.6%)	11,923 (53.1%)	6,149 (88.8%)	3,358 (44.4%)	45,015 (48.6%)
内 部 障 害	19,236 (65.1%)	374 (2.9%)	4,180 (31.5%)	7,483 (33.3%)	-	-	31,273 (33.7%)
心 臓	10,899	183	3,424	3,580	-	-	18,086
じ ん 臓	7,575	8	74	12	-	-	7,669
呼 吸 器	390	20	407	240	-	-	1,057
直腸・ぼうこう	29	16	191	3,509	-	-	3,745
肝 臓	248	29	13	13	-	-	303
小 腸 ほ か	95	118	71	129	-	-	413
合 計	29,539 (100.0%)	12,952 (100.0%)	13,282 (100.0%)	22,440 (100.0%)	6,922 (100.0%)	7,568 (100.0%)	92,703 (100.0%)

※下段の%は、当該等級における構成比

※複数の障害がある場合は、主な障害を計上

県全体の所持者数は、平成30年度以降は認定基準の見直し等もあり年々減少しています。

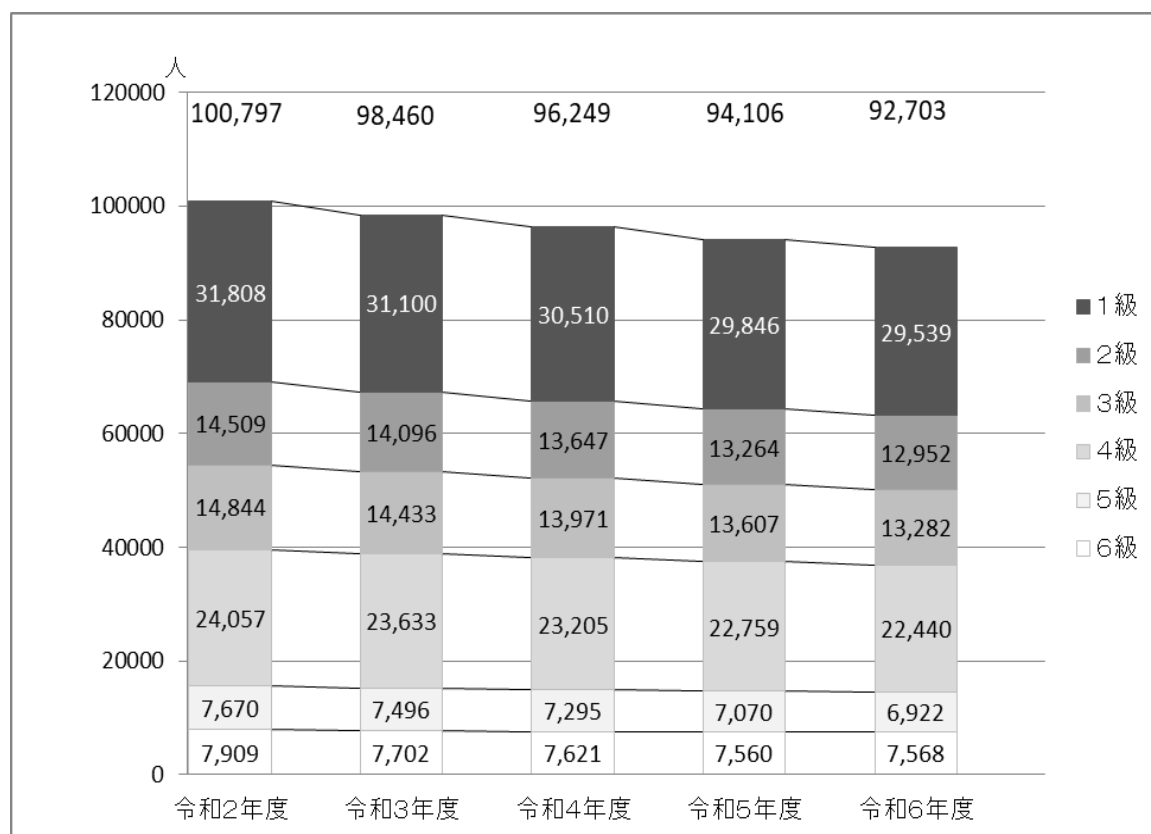
【表26】身体障害者手帳所持者数所管別年度推移

(単位：人)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
県 域	100,797 (100.0%)	98,460 (97.7%)	96,249 (95.5%)	94,106 (93.4%)	92,703 (92.0%)
北九州市	47,084 (100.0%)	46,193 (98.1%)	44,954 (95.5%)	44,017 (93.5%)	43,086 (91.5%)
福岡市	52,110 (100.0%)	51,787 (99.4%)	51,751 (99.3%)	51,642 (99.1%)	51,275 (98.4%)
久留米市	11,956 (100.0%)	11,814 (98.8%)	11,578 (96.8%)	11,363 (95.0%)	11,403 (95.4%)
県 全 体	211,947 (100.0%)	208,254 (98.3%)	204,532 (96.5%)	201,128 (94.9%)	198,467 (93.6%)

※下段の％は、令和2年度を100としたときの増減率

【図10】身体障害者手帳所持者数等級別年度推移（県域）



② 身体障害者手帳の認定・交付件数

交付件数とは、市町村を経由して提出された身体障害者手帳交付（再交付）申請を更生相談所で障害認定し、申請者に当該手帳を交付した件数です。

ア 令和6年度における認定・交付件数

県域における等級別の交付件数は、1級、4級の順に多く、2級、3級が10%台で続いている状況は、身障手帳所持者数と同様です。

【表27】令和6年度における身体障害者手帳の所管別・等級別認定・交付件

(単位：人)

	障 害 等 級						合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
県 域	3,736 (45.7%)	933 (11.4%)	1,005 (12.3%)	1,662 (20.3%)	281 (3.4%)	561 (6.9%)	8,178 (100.0%)
北九州市	1,162 (46.1%)	238 (9.4%)	244 (9.7%)	543 (21.5%)	116 (4.6%)	217 (8.6%)	2,520 (100.0%)
福岡市	1,427 (44.9%)	345 (10.9%)	300 (9.4%)	698 (22.0%)	184 (5.8%)	223 (7.0%)	3,177 (100.0%)
久留米市	272 (44.4%)	57 (9.3%)	63 (10.3%)	140 (22.9%)	29 (4.7%)	51 (8.3%)	612 (100.0%)
県 全 体	6,597 (45.5%)	1,573 (10.9%)	1,612 (11.1%)	3,043 (21.0%)	610 (4.2%)	1,052 (7.3%)	14,487 (100.0%)

※下段の％は、各地域区分における等級の構成比

障害認定に際し、将来障害状況の変化が見込まれるときは、一定期間経過後に再認定を行うこととしており、その時点で手帳の再交付を行います。

障害が追加された場合や障害程度に変更があった場合も再交付を行います。

表28のとおり、新規交付と再交付の割合は概ね2：1となっています。

また、障害状況が認定基準を満たしていない交付（再交付）申請は却下としており、令和6度の却下件数は85件です。

【表28】令和6年度における身体障害者手帳の交付・却下件数（県域）

(単位：人)

	手 帳 交 付 件 数							却下件数	合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	小計		
新規交付	2,657 (71.1%)	491 (52.6%)	390 (38.8%)	1,190 (71.6%)	211 (75.1%)	519 (92.5%)	5,458 (66.7%)	60 (70.6%)	5,518 (66.8%)
再 交 付	1,079 (28.9%)	442 (47.4%)	615 (61.2%)	472 (28.4%)	70 (24.9%)	42 (7.5%)	2,720 (33.3%)	25 (29.4%)	2,745 (33.2%)
合 計	3,736 (100.0%)	933 (100.0%)	1,005 (100.0%)	1,662 (100.0%)	281 (100.0%)	561 (100.0%)	8,178 (100.0%)	85 (100.0%)	8,263 (100.0%)

※下段の％は、当該等級における交付形態別構成比

「視覚障害」は1、2級で約7割を占め、「聴覚・平衡機能障害」では6級のみで約4割を占めています。また、「肢体不自由」は1、2級で約6割を占め、他の各等級に一定の割合で分散しており、内部障害のうち「じん臓機能障害」では、1級が9割以上を占めています。

【表29】身体障害者手帳の障害種別・等級別交付件数（県域）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視 覚 障 害	142 (30.3%)	191 (40.7%)	24 (5.1%)	41 (8.7%)	62 (13.2%)	9 (1.9%)	469 (100%)
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	44 (4.8%)	73 (7.9%)	85 (9.2%)	302 (32.9%)	7 (0.8%)	408 (44.4%)	919 (100%)
音 声 ・ 言 語 ・ そ しゃく 機 能	10 (11.4%)	15 (17.0%)	45 (51.1%)	18 (20.5%)	-	-	88 (100%)
肢 体 不 自 由	1,005 (40.1%)	588 (23.4%)	269 (10.7%)	291 (11.6%)	212 (8.4%)	144 (5.7%)	2,509 (100%)
内 部 障 害	2,535 (60.5%)	66 (1.6%)	582 (13.9%)	1,010 (24.1%)	-	-	4,193 (100%)
心 臓	1,546	23	415	310	-	-	2,294
じ ん 臓	783	3	29	6	-	-	821
呼 吸 器	137	3	105	79	-	-	324
直腸・ぼうこう	43	25	25	600	-	-	693
肝 臓	18	11	4	6	-	-	39
小 腸 ほ か	8	1	4	9	-	-	22
合 計	3,736 (45.7%)	933 (11.4%)	1,005 (12.3%)	1,662 (20.3%)	281 (3.4%)	561 (6.9%)	8,178 (100.0%)

※下段の％は、各障害区分における等級の構成比

※複数の障害がある場合は、主な障害を計上

【表３０】身体障害者手帳の市町村別・障害種別交付件数（県域）

(単位：人)

市町村	視覚 障害	聴覚 平衡	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	内 部 障 害							合計	構成比
					心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう 直腸	肝臓	小腸 ほか			
大牟田市	23	63	4	154	122	45	9	37	0	1	214	458	5.6%
直方市	19	14	4	61	77	37	13	11	4	1	143	241	2.9%
飯塚市	37	49	5	157	116	51	27	44	1	0	239	487	6.0%
田川市	14	26	4	68	47	20	5	19	0	2	93	205	2.5%
柳川市	16	17	1	60	58	22	7	21	0	0	108	202	2.5%
八女市	13	44	2	73	66	26	5	22	0	0	119	251	3.1%
筑後市	7	14	0	52	57	12	5	19	0	1	94	167	2.0%
大川市	3	19	0	45	42	8	5	13	3	0	71	138	1.7%
行橋市	13	21	3	85	86	35	12	17	1	0	151	273	3.3%
豊前市	4	7	1	20	33	7	5	4	0	1	50	82	1.0%
中間市	12	24	1	47	54	23	7	24	0	0	108	192	2.3%
小郡市	16	23	2	71	69	16	6	22	2	0	115	227	2.8%
筑紫野市	19	40	2	97	87	25	5	29	2	0	148	306	3.7%
春日市	20	31	3	99	85	35	11	25	2	1	159	312	3.8%
大野城市	16	52	9	80	88	27	7	14	2	3	141	298	3.6%
宗像市	17	34	1	93	81	34	8	34	1	1	159	304	3.7%
太宰府市	11	36	2	82	63	22	9	23	2	4	123	254	3.1%
古賀市	9	15	1	66	38	15	7	18	1	0	79	170	2.1%
福津市	11	30	4	59	50	12	12	17	0	1	92	196	2.4%
うきは市	3	8	0	36	36	6	3	14	1	0	60	107	1.3%
宮若市	5	8	0	32	28	11	6	13	0	0	58	103	1.3%
嘉麻市	6	14	1	45	36	15	10	11	0	0	72	138	1.7%
朝倉市	10	26	3	67	62	11	8	17	1	0	99	205	2.5%
みやま市	6	22	1	50	39	14	4	14	0	0	71	150	1.8%
糸島市	26	27	5	122	118	37	18	25	0	0	198	378	4.6%
那珂川市	14	18	0	32	40	15	9	15	1	2	82	146	1.8%
宇美町	7	25	2	28	28	17	4	8	0	1	58	120	1.5%
篠栗町	7	9	0	27	28	5	5	9	0	1	48	91	1.1%
志免町	9	12	3	52	46	16	5	9	0	0	76	152	1.9%
須恵町	3	8	1	43	28	12	5	6	1	1	53	108	1.3%
新宮町	4	4	1	27	18	6	0	8	0	1	33	69	0.8%
久山町	0	3	0	5	11	3	1	3	0	0	18	26	0.3%
粕屋町	7	9	0	34	38	15	10	6	2	0	71	121	1.5%
芦屋町	3	4	0	14	19	8	4	3	0	0	34	55	0.7%
水巻町	7	15	2	29	31	12	7	13	0	0	63	116	1.4%
岡垣町	6	8	1	35	26	12	5	7	0	0	50	100	1.2%
遠賀町	3	10	0	16	25	7	3	4	0	0	39	68	0.8%
小竹町	2	1	1	9	9	1	2	2	0	0	14	27	0.3%
鞍手町	3	10	0	21	30	9	1	6	2	0	48	82	1.0%
桂川町	5	6	0	29	8	5	4	2	0	0	19	59	0.7%
筑前町	7	17	1	34	31	10	3	11	2	0	57	116	1.4%
東峰村	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	4	4	0.0%
大刀洗町	3	9	0	17	13	5	3	3	1	0	25	54	0.7%
大木町	2	5	0	14	17	4	3	9	0	0	33	54	0.7%
広川町	8	10	1	17	17	10	1	5	0	0	33	69	0.8%
香春町	2	6	3	15	16	1	0	2	1	0	20	46	0.6%
添田町	1	6	0	13	12	6	4	7	0	0	29	49	0.6%
糸田町	3	3	1	20	7	8	1	3	0	0	19	46	0.6%
川崎町	2	7	3	32	18	10	5	4	1	0	38	82	1.0%
大任町	1	5	2	9	7	4	1	1	0	0	13	30	0.4%
赤村	0	1	0	4	2	0	0	4	0	0	6	11	0.1%
福智町	2	8	3	32	27	12	6	15	1	0	61	106	1.3%
苅田町	11	12	2	35	33	16	5	9	0	0	63	123	1.5%
みやこ町	2	9	1	18	29	13	6	6	2	0	56	86	1.1%
吉富町	0	2	1	9	8	5	1	1	1	0	16	28	0.3%
上毛町	2	4	0	8	7	2	1	1	0	0	11	25	0.3%
築上町	7	9	0	10	24	5	5	4	1	0	39	65	0.8%
計	469	919	88	2,509	2,294	821	324	693	39	22	4,193	8,178	100.0%
構成比	5.7%	11.2%	1.1%	30.7%	28.1%	10.0%	4.0%	8.5%	0.5%	0.3%	51.3%	100.0%	

イ 認定・交付件数の年度推移（令和２年度～令和６年度）

県域・政令市・中核市それぞれにおいて増減はありますが、県全体ではほぼ横ばいで推移しています。

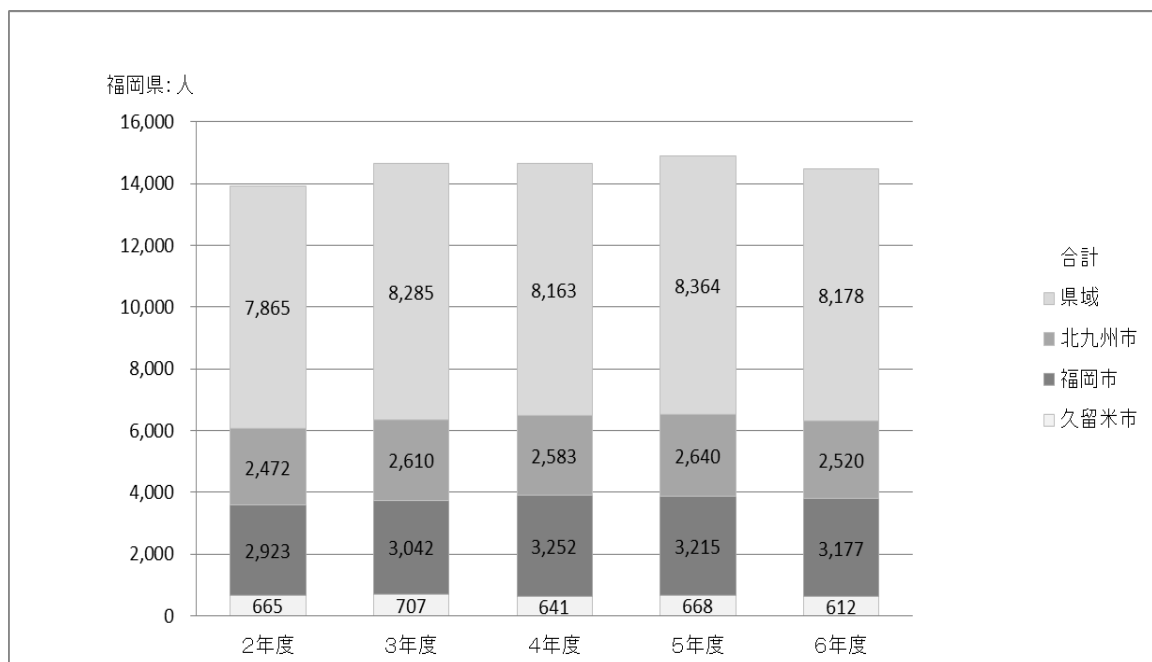
【表３１】身体障害者手帳の所管別認定・交付件数の年度推移

（単位：人）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
県域	7,865 (100.0%)	8,285 (105.3%)	8,163 (103.8%)	8,364 (106.3%)	8,178 (104.0%)
北九州市	2,472 (100.0%)	2,610 (105.6%)	2,583 (104.5%)	2,640 (106.8%)	2,520 (101.9%)
福岡市	2,923 (100.0%)	3,042 (104.1%)	3,252 (111.3%)	3,215 (110.0%)	3,177 (108.7%)
久留米市	665 (100.0%)	707 (106.3%)	641 (96.4%)	668 (100.5%)	612 (92.0%)
県全体	13,925 (100.0%)	14,644 (105.2%)	14,639 (105.1%)	14,887 (106.9%)	14,487 (104.0%)

※下段の％は、令和２年度を100としたときの増減率

【図１１】



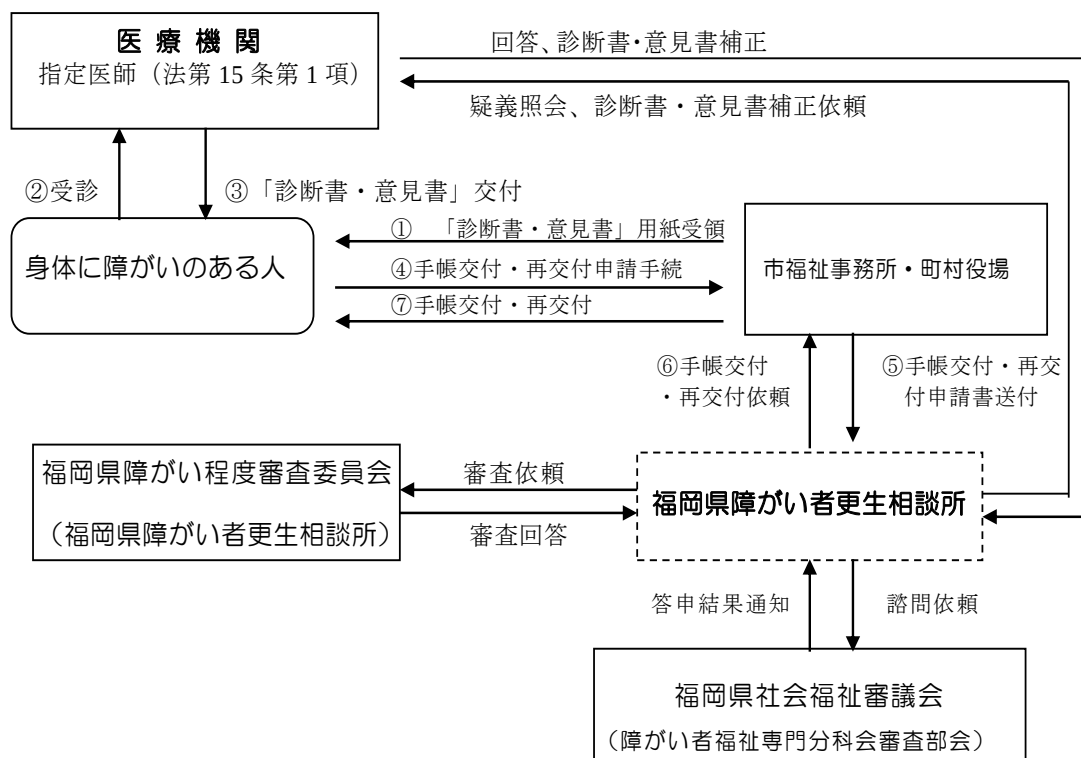
【表 3 2】身体障害者手帳の障害種別認定・交付件数の年度推移（県域）

(単位：人)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
視 覚 障 害	376 (100.0%)	401 (106.6%)	504 (134.0%)	496 (131.9%)	469 (124.7%)
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	775 (100.0%)	905 (116.8%)	834 (107.6%)	917 (118.3%)	919 (118.6%)
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害	108 (100.0%)	107 (99.1%)	107 (99.1%)	111 (102.8%)	88 (81.5%)
肢 体 不 自 由	2,424 (100.0%)	2,548 (105.1%)	2,425 (100.0%)	2,518 (103.9%)	2,509 (103.5%)
内 部 障 害	4,182 (100.0%)	4,324 (103.4%)	4,293 (102.7%)	4,322 (103.3%)	4,193 (100.3%)
心 臓	2,193	2,365	2,332	2,404	2,294
じ ん 臓	960	891	850	846	821
呼 吸 器	226	295	339	311	324
直 腸 ・ ぼ う こ う	745	694	702	695	693
肝 臓	38	52	51	45	39
小 腸 ほ か	20	27	19	21	22
合 計	7,865 (100.0%)	8,285 (105.3%)	8,163 (103.8%)	8,364 (106.3%)	8,178 (104.0%)

※下段の％は、令和 2 年度を100としたときの増減率

【図 1 2】身体障害者手帳認定・交付の事務フロー



(6) 指定医師の指定

身体障害者手帳交付（再交付）申請の際に添付する診断書・意見書は、法令において都道府県知事が指定した医師が記載したものに限り規定されています。更生相談所では、社会福祉審議会の意見を聴き、審査した上で指定医師の指定を行っています。

直近5年間の指定医師数は、ほぼ横ばいで推移しています。

肢体不自由が最も多く約2割、内部障害全体を合わせると7割以上となります。

【表33】指定医師の障害種別指定状況の年度推移（県域）

（単位：延べ人）

障害種別		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
視覚障害		238 (4.3%)	240 (4.3%)	242 (4.3%)	244 (4.5%)	244 (4.5%)
聴覚障害		176 (3.2%)	179 (3.2%)	181 (3.2%)	181 (3.3%)	184 (3.4%)
平衡機能障害		205 (3.7%)	209 (3.8%)	219 (3.9%)	222 (4.1%)	235 (4.3%)
音声・言語機能障害		467 (8.5%)	464 (8.3%)	469 (8.4%)	473 (8.7%)	476 (8.7%)
そしゃく機能障害		188 (3.4%)	196 (3.5%)	203 (3.6%)	204 (3.7%)	212 (3.9%)
肢体不自由		1,260 (22.9%)	1,272 (22.9%)	1,298 (23.3%)	1,299 (23.8%)	1,297 (23.8%)
内 部 障 害	心臓機能障害	584 (10.6%)	558 (10.0%)	561 (10.1%)	564 (10.3%)	551 (10.1%)
	じん臓機能障害	555 (10.1%)	542 (9.8%)	535 (9.6%)	537 (9.8%)	511 (9.4%)
	呼吸器機能障害	558 (10.1%)	553 (10.0%)	533 (9.6%)	543 (9.9%)	526 (9.6%)
	ぼうこう又は直腸機能障害	664 (12.1%)	654 (11.8%)	663 (11.9%)	663 (12.1%)	612 (11.2%)
	小腸機能障害	512 (9.3%)	502 (9.0%)	503 (9.0%)	502 (9.0%)	472 (8.6%)
	免疫機能障害	12 (0.2%)	13 (0.2%)	14 (0.3%)	14 (0.3%)	14 (0.3%)
	肝臓機能障害	119 (2.2%)	128 (2.3%)	136 (2.4%)	132 (2.4%)	127 (2.3%)
指定医師数		5,538 (100.0%)	5,510 (99.5%)	5,557 (100.3%)	5,578 (100.7%)	5,461 (98.6%)

※各障害種別欄の下段の％は各障害種別の構成比、指定医師数欄の下段は令和2年度を100としたときの増減率

3 共通業務

説明会・会議の開催状況

① 県・政令市・中核市更生相談所合同会議

県更生相談所及び県内の政令市・中核市の障がい者更生援護担当部局の職員が一堂に会し、専門的知識の向上を図るとともに、テーマ毎に議題協議、意見交換等を行っています。

開催日：令和6年10月25日（金）

場 所：県障がい者更生相談所 適合室ほか

参加者：32名

内 容：全体会及び3分科会（知的障がい（判定・療育手帳）、身体障がい（補装具・更生医療）、身体障害者手帳）

② 市町村障がい者福祉担当職員等説明会

障がい者福祉業務を担当する市町村及び県保健福祉（環境）事務所の職員を対象に、障がい者援護の基礎知識や手帳交付事務等に関する実務的な説明をすることにより、担当職員の事務手続きに関する知識の習得を図っています。

開催日：令和6年7月 9日（火）

令和6年7月19日（金）

場 所：県障がい者更生相談所 適合室
（Webによる開催）

参加者：7月 9日 53（市町村数及び県事務所数の計）
7月19日 60（ ” ” ）

内 容：自立支援医療（更生医療）、補装具、身体障害者手帳・療育手帳交付等の実務及び補装具（実物）の説明



③ 身体障がい者巡回補装具判定等担当者説明会

身体障がい者福祉業務を担当する市町村職員を対象に、次年度の巡回補装具判定実施計画や補装具費支給事務の留意点等を説明しています。

開催日：令和7年2月4日（火）

場 所：県障がい者更生相談所 適合室
（Webによる開催）

参加者：52市町村

内 容：令和7年度身体障がい者巡回補装具判定の実施計画及び補装具費支給事務の留意点等



④ 身体障がい者巡回補装具判定等説明会

更生相談所が実施する巡回補装具判定等に関して、補装具事業者を対象に、次年度の計画や補装具の判定手続き等を説明しています。

開催日：令和 7 年 2 月 2 0 日（木）

場 所：県障がい者更生相談所 適合室
（対面及びW e b による同時開催）

参加者：補装具事業者 2 0 社

（対面 8 社、W e b 1 2 社）

内 容：令和 7 年度巡回補装具判定の実施計画及び
補装具費支給事務の留意点



福岡県行政資料	
分類記号 HD	所属コード 4603132
登録年度 5(令和)07	登録番号 0001